

第3次 福知山市人権施策推進計画

いのち 輝き ゆめプラン



福知山市

(表紙のイラスト)

6色の虹は、LGBTなど性的マイノリティ（性的少数者）の尊厳と活動を象徴する旗「レインボーフラッグ」に使用されています。複数の色が共存する虹にちなんで、性の多様性への思いがこめられています。



は じ め に

福知山市では、2015（平成27）年に今後、めざすべき未来の姿を「未来創造 福知山」として描きました。そのまちづくりの重要視点の一つに、「みんなで進める人権尊重・住民自治のまちづくり」を掲げています。これは、生命と人権を尊重し、障害の有無・年齢・性別・出身・国籍などに関係なく、個々の能力を発揮できる共生社会づくりを未来に向けてしめたものです。

これまで、本市は2001（平成13）年に「人権教育のための国連10年福知山市行動計画」を策定し、また、2008（平成20）年には「福知山市人権施策推進計画」を策定し、人権教育・啓発に加え、協働・支援、保護・救済分野の施策を含めた総合的な人権施策の推進を図る取組を進めてきました。その後、2012（平成24）年には、「第2次福知山市人権施策推進計画」としてユニバーサルデザインに関する施策を加えて策定し、市民の皆様や関係団体などとの協働により継続した人権施策を推進してきました。

15年間にわたるこれらの人権施策を実施してきたことにより、市民の皆様の生活の中で、しっかりと人権を大切にする意識が浸透してきたものと考えています。しかし、一方で、社会情勢の変化、人々の意識の変化なども反映して、人権問題は多様化、複雑化しており、依然として多くの課題が存在しています。

このため、これまでの人権施策の取組をさらに継承・発展させ、総合的に推進することができるよう「第3次福知山市人権施策推進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様や関係機関、各種団体とも連携・協働を図りながら、引き続き人権施策を推進してまいります。本計画が「人権文化の創造と『共に幸せを生きる』共生社会」を実現する大きな原動力となることを願ってやみません。

本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただいた市民の皆様をはじめ、関係の皆様から心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に対しまして一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

2016（平成28）年3月

福知山市人権施策推進本部長

福知山市長 松山 正治

目 次

第1章 人権問題に関する国内外の動向と福知山市の取組

1 国際的な動向	1
2 国の動向	2
3 京都府の動向	3
4 福知山市における人権施策の取組	4
(1) 「推進計画」の策定	4
(2) 課題別の取組	4
(3) 人権教育・啓発 ^{けいはつ} の取組	5
(4) 市民協働・人材育成などの取組	6
(5) 保護・救済の取組	7
(6) 今後の取組の方向性	8

第2章 「人権施策推進計画」策定の趣旨^{しゅし}と基本理念

1 策定の趣旨 ^{しゅし}	10
2 計画の基本理念	10
(1) 基本施策の推進	11
(2) 課題別施策の推進	11
3 計画の位置づけと計画期間	12

第3章 基本施策の推進

1 人権意識の高揚 ^{こうよう} を図る施策の推進	13
(1) 就学前・学校等における推進	13
(2) 家庭における推進	15
(3) 地域社会における推進	15
(4) 企業 ^{きぎょう} や職場における推進	17
(5) 人材の育成	18
(6) 調査研究 ^{じゅうじつ} の充実	19
(7) 人権問題と深い関わりをもつ職業従事者に対する取組	19
ア 市職員	19

イ 保育・教育関係者	20
ウ 医療 ^{いりょう} 関係者	20
エ 保健福祉 ^{ふくし} 関係者	21
オ 消防関係者	21
カ その他の関係者	22
2 市民との協働と支援 ^{しえん} を図る施策の推進	22
(1) 市民参加・市民参画の推進	22
(2) 各種団体との協働と支援 ^{しえん} の推進	23
3 人権擁護 ^{ようご} を図る保護と救済施策の推進	24
(1) 人権相談に関するネットワークの構築	24
(2) 保護と救済を図る施策の推進	24
4 バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する施策の推進	25
5 人権施策の総合的な推進体制	28
(1) 総合的な体制による推進	28
(2) 人権施策の点検・評価	29

第4章 課題別施策の推進

1 同和問題	30
2 女性の人権問題	33
3 子どもの人権問題	36
4 高齢者 ^{こうれいしゃ} の人権問題	39
5 障害のある人の人権問題	41
6 外国籍 ^{がいこくせき} の人の人権問題	44
7 感染症 ^{かんせんしょう} 患者などの人権問題	46
8 情報化社会の人権問題	48
9 さまざまな人権問題	50
(1) アイヌの人々	50
(2) 沖縄 ^{おきなわ} の人々	50
(3) 性的マイノリティ（性的少数者）	50
(4) 刑期 ^{けいき} を終えて出所した人	51
(5) 犯罪被害 ^{はんざいひがい} 者など	51
(6) 自殺（死）問題などの社会問題	51

(7) 北朝鮮当局による拉致問題等	52
(8) その他の人権問題	52

参考資料 54

1 福知山市人権施策推進計画（改定案）について（答申）	55
2 世界人権宣言	56
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	58
4 人権関係年表	59
5 用語解説	68

第1章 人権問題に関する国内外の動向と福知山市の取組

1 国際的な動向

21世紀に入り、国際連合において、次の条約が採択^{さいたく}され、発効しています。

採択年	発効年	日本の 批准年	条 約 名
2000 年	2002 年	2004 年	※武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
2000 年	2002 年	2005 年	※児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書
2006 年	2008 年	2014 年	※障害者の権利に関する条約
2006 年	2010 年	2009 年	※強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約

2004(平成16)年12月の第59回国際連合総会において、全世界的規模で人権教育を徹底^{てってい}させるため、「※人権教育のための世界プログラム」が決議され、国際レベル、国レベル、地方レベルでの取組が推進されてきました。この計画の第1段階は、2005(平成17)年から2009(平成21)年末まで初等中等教育の人権教育に焦点^{しょうてん}をあて取り組まれました。第2段階は、2010(平成22)年から2014(平成26)年まで高等教育とすべての教員、教育者、公務員、法執行官^{ほうしつこうかん}、軍関係者の人権研修が取り上げられ、各国や各関係機関での人権教育の推進が図られてきました。現在は第3段階として、2015(平成27)年から2019(平成31)年までこれまでの取組の強化とメディアやジャーナリストの人権研修^{そくしん}の促進を求めています。

また、2011(平成23)年12月に国際連合総会において、人権教育と研修の取組の強化について国際社会に対する強力なメッセージとして、「人権教育および研修に関する国連宣言」が行われました。

これらの取組によって、国際社会に人権問題の解決への取組や人権教育の重要性がいつそう明確に示されました。

しかし、こうした取組が進められている一方で、世界の各地では人種、民

族、宗教の^{ちが}違いや貧困などの理由による^{ふんそう}紛争や対立、難民の発生など、多くの人権が^{しんがい}侵害され生命が^{うば}奪われています。

このため、国際連合・国家・企業・^{きぎょう}*NGOなどが世界的な規模で、人類共通の課題である平和の確立や人権尊重、差別^{てつぱい}撤廃に向け、積極的な取組を進めています。

2 国の動向

国際的な人権問題の解決に向けた取組とあいまって、わが国においても基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法に基づき、これまでからさまざまな人権施策が推進されてきました。

とくに、2000(平成12)年12月に「^{およ}*人権教育及び^{けいはつ}人権啓発の推進に関する法律」が^{しこう}施行され、人権教育・人権啓発に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることが、^{およ}国及び地方公共団体の責務とされ、この法律に基づき、2002(平成14)年3月には、「^{けいはつ}*人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

この基本計画を^ふ踏まえ、文部科学省では2004(平成16)年から2009(平成21)年にかけて、「人権教育の指導方法等の在り方について」を三次にわたってとりまとめ、学校教育における人権教育の指導の改善や^{じゅうじつ}充実に向けた視点を示し、その活用を進めています。

また、2014(平成26)年1月に、日本は「障害者の権利に関する条約」を^{ひじゅん}批准しました。国内法も整備され、「^{そくしん}*障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)による差別の禁止、合理的^{はいりょ}配慮の不提供などの人権^{しんがい}侵害に対する救済の取組が推進されます。

なお、「人権教育・^{けいはつ}啓発に関する基本計画」に示されている個別の課題については、下記のような法律の制定が進められています。

【個別課題に関する法律などの制定】

年度	法律などの名称	課題別
2012	「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法公布	子ども

(平成24)	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正	障害のある人
	「外国人登録法」の廃止	外国籍の人
2013 (平成25)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」へ改正	女 性
	「いじめ防止対策推進法」公布・施行	子ども
	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」公布	子ども
	「障害者基本法」改正	障害のある人
	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」改正	障害のある人
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」公布	障害のある人
2014 (平成26)	「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改正	女性・子ども
	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」の改正	さまざまな人権
	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正	子ども
	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正	女 性
	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）」公布	情報化社会
	「過労死等防止対策推進法」公布	さまざまな人権
	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の改正	感染症患者など
2015 (平成27)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布	女 性

3 京都府の動向

京都府においては、2011(平成23)年1月、府政運営の指針として「※明日の京都」が策定され、2015(平成27)年4月より新たな中期計画、地域振興計画が始まっています。この「明日の京都」の中に「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現が掲げられ人権尊重の重要性が明確に示されています。

また、京都府の「人権教育・啓発^{けいはつ}」施策の効果を把握^{はあく}するとして、2011(平成23)年10月に「『新京都府人権教育・啓発^{けいはつ}推進計画』に関する府民調査」及び2014(平成26)年の補足調査が実施^{じっし}されました。社会情勢の変化やこれまでの取組と成果を踏まえ、引き続き積極的に人権教育・啓発^{けいはつ}を推進するため、2016(平成28)年1月に「新京都府人権教育・啓発^{けいはつ}推進計画」を「京都府人権教育・啓発^{けいはつ}推進計画(第2次)」に改定されました。

個別分野においても「京都府子どもの貧困対策推進計画」の策定や、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例^{しこう}」が施行されるなどの施策が進められています。

4 福知山市における人権施策の取組

(1)「推進計画」の策定

本市では、2001(平成13)年4月に策定した「人権教育のための国連10年福知山市行動計画」(以下、「行動計画」という。)を継承^{けいしょう}する「福知山市人権施策推進計画」を2008(平成20)年1月に策定しました。人権施策の積極的な推進を図るとともに、ハンドブックを全戸配布するなど、広く計画を周知しました。また、2012(平成24)年3月には、「人権教育・啓発^{けいはつ}」、「協働・支援^{しえん}」、「保護・救済」の施策分野に加え、ユニバーサル社会の形成を基本施策とした「第2次福知山市人権施策推進計画」を策定しました。(以下、「推進計画」という。)本計画においては、個別的な人権問題の課題と施策の方向性を明らかにするとともに、関係する部署での重要課題ごとの施策を実施^{じっし}してきました。

また、行政内部の推進体制としては、「福知山市人権教育のための国連10年推進本部」を「福知山市人権施策推進本部^{めいしょうへんこう}」に名称変更し、引き続き総合的な推進体制を構築しています。

(2)課題別の取組

課題別には、同和問題、女性、子ども、高齢者^{こうれいしや}、障害のある人、外国籍^{がいこくせき}の人などの人権問題を解決するため、施策に取り組んできました。身元調査お断り運動や差別を許さない人材育成事業、※ドメスティック・バイオレンス

(以下「DV」という。)被害者の保護と自立支援、児童虐待への対策、子育て支援、高齢者への支援、障害のある人への支援、また、外国籍の人との国際交流などの施策を推進しています。

具体的には、同和問題においては、同和地区の問い合わせや※戸籍謄本等の不正取得などの身元調査に係る事象に対し、2012(平成24)年10月から「※事前登録型本人通知制度」を導入し、これまでの身元調査お断り運動の推進などとともに問題解決に向けた取組を行ってきました。また、女性の人権問題では、DV被害者支援として専門カウンセラーなどによるDV被害者の相談を継続するとともに、※京都府家庭支援総合センターや警察などとの連携により被害者の「保護・救済」を行っています。

子どもの人権問題については、「※福知山市要保護児童対策地域協議会」の活動として、関係機関の連携と支援を行い、児童虐待にかかわる問題などの解決に取り組みました。また、高齢者の人権問題では、※地域包括支援センターによる相談活動や「※福知山市成年後見センター」の設置などによる支援を行っています。

障害のある人の人権に関わっては、「地域活動支援センター」を設置し、活動の場や社会参加を促進するとともに、朗読・手話奉仕員など各種ボランティアの養成講座などの取組を行っています。さらに、外国籍の人の人権に関わっては、国際交流イベントの開催や大学留学生対象の生活講座の開催など、交流と理解を深める取組を行いました。

このほか、さまざまな人権問題の理解と認識を深める人権講座や学習会を公民館活動や小・中学校、PTAとも連携しながら実施しています。

(3) 人権教育・啓発の取組

「推進計画」には、2010(平成22)年に実施した「人権問題に関する意識調査」(以下、「2010年意識調査」という。)からの課題として、次の3点を示しています。

- ア 人権尊重の理念が日常生活の中で行動と態度にあらわれるよう正しい理解を深める
- イ 人権講座や学習会への参加率の低下の是正や若年層の参加の促進
- ウ 人権侵害を受けたときの相談窓口の周知や体制の確保

「推進計画」においては、こうした課題を念頭におき、取組を進めました。

人種・民族・社会的身分・出生地などを理由に結婚や就職、社会生活などにおいて忌避・排除しようとする差別意識は、「2010年意識調査」の結果に現われているようになお存在しています。こうした差別意識の解消に向けて、市民対象の人権講演会や地域における人権講座の開催、広報や啓発紙などの発行、身元調査をなくすための身元調査お断り運動の取組などを継続的に行いました。

また、人権講座を小・中学校やPTAとの連携により、小・中学校での開催や身近で関心あるテーマ設定の工夫などを行い、保護者の参加の促進を図りました。学習方法についても参加体験型学習などにより、人権への「気づき」を大切にしたい主体的に学習できる講座を実施してきました。

ただ、人権学習で得た知識や認識を実際の行動として地域社会の中で実践していくことは依然として課題であり、それぞれの人が人権尊重のまちづくりに向けた役割を果たしていける取組を進めることが必要です。

さらに、2014(平成26)年には引き続いて「人権問題に関する意識調査」(以下、「意識調査」という。)を実施し、市民の人権意識の把握に努めました。

人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育については、その必要性和取組の方向性を明らかにするなかで、計画的な人権研修の取組を進めてきました。

(4) 市民協働・人材育成などの取組

市民の参画や市民との協働による人権施策の推進を図ることは、一人ひとりの人権が尊重された共生社会の実現のために大切であり、そうした視点をもって取組を進めてきました。さらに、従来からの地域人権推進組織や公民館連絡協議会などの社会教育関係団体、市民団体、人権学習サークルなどとの協働や支援に努めてきました。今後においても、さまざまな人権施策への市民参加、市民参画の取組を進める必要があります。

人材育成については、「※差別を許さない人材育成基本計画」(以下、「人材育成基本計画」という。)に基づき、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚を持った人材の育成を図るとともに、人権に関わりの深い職業従事者や企業、団体職員、社会教育関係者などの人材の育成に取り組んでしまし

た。

人権ふれあいセンター、児童館、教育集会所（以下、「人権推進施設^{しせつ}」という。）の運営については、「人権と福祉^{ふくし}の拠点施設^{きょてんしせつ}」として、相談事業と自立支援^{しえん}の窓口機能、住民交流センター機能、人権学習・人権情報センター機能の3つの機能により、施設^{しせつ}の活用を地域全体に広げていく事業を進めてきました。

高齢者^{こうれいしゃ}や障害のある人などに配慮^{はいりょ}した※バリアフリーの施策については、公共施設や道路などのバリアフリー化に努めるとともに、※ユニバーサルデザイン^{しせつ}の視点を取り入れ、公共施設や道路などの整備に取り組んでいます。今後も、障害の有無^{ねんれい}、年齢、性別、出身、国籍^{こくせき}などにかかわらず、だれにとっても訪れやすく暮らしやすい、安心・安全・便利なまちづくりを推進し、公平で自己実現が可能なユニバーサル社会の形成をめざす施策の一層の展開が必要です。

（５）保護・救済の取組

近年の社会状況^{じょうきょう}の大きな変化により、いじめや虐待^{ぎゃくたい}、暴力、貧困などの問題への対応、取組が求められています。また、特定の国籍^{こくせき}の外国籍^{がいこくせき}の人などを排斥^{はいせき}する趣旨^{しゆし}の言動が公然と行われる※ヘイトスピーチについて、救済を求める動きが出てきています。

人権侵害^{しんがい}などの「保護・救済」の取組としては、市民の法律相談^{たじゅうさいむ}や多重債務相談、人権相談、女性相談、子どものいじめ相談、高齢者相談^{こうれいしゃ}、障害のある人の相談など、各種相談窓口を設置し、多様な相談に対応できる相談業務に努めています。

「意識調査」を見ると、人権侵害^{しんがい}にあったときの行動として、「市役所や法務局など公的なところに相談する」と回答した人が20.6%あり、前回調査に比して増加しています。暴力防止^{ぎゃくたい}や虐待防止^{けいはつ}の啓発とともに、各種相談窓口の周知に努めました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{はいぐうしゃ}」（以下、「DV防止法^{およ}」という。）や「児童虐待防止法^{ひがいしゃ}」などの法整備ともあいまって、対応マニュアルの整備や関係機関とのネットワーク^{じゅうじつ}の充実により被害者の「保護・救済」の取組を進めることができました。

相談を担当する職員の資質向上のために研修を実施したり、関係する部署や機関との連携やネットワークをより充実させる必要があります。

(6) 今後の取組の方向性

「意識調査」から明らかとなった課題として、以下の点があります。

1 点目は、あらゆる差別に対する意識について、「差別はいけない」という社会規範の広がり^{きはん}の反面、差別される側に原因を求める人が33.7%あり、差別の原因を被差別者に求める意識が見られます。人権問題に対する正しい理解が日常生活の中で人権尊重の行動や態度として現われるように、引き続き「人権教育・啓発」の推進が必要です。

2 点目は、人権講座などへの参加率が、前回調査と同様で変化がなく増加しなかったことです。講座などへの参加回数が多い人ほど人権問題が解決するという展望を持つ傾向が見られており、差別をなくしていく取組に参加率の向上は大きな要素です。全体の参加は、向上しませんでした^{けいこう}が、課題であった20～30歳代の年齢層の参加が学校と地域との連携などにより増加しつつあることは成果です。引き続き開催場所や学習テーマ、方法などの工夫によりさらに魅力ある人権講座として参加率を向上させていく必要があります。

3 点目は、実際に人権侵害を受けたことがある人は、「黙って我慢したり、受け流す」割合が高い傾向にあることです。相談窓口の周知は一定進んでいるものの、相談せずに我慢している現実があるものと考えられます。また、相談先として、身近な人に相談する人も多いことから、人権問題を理解し、寄り添うなどの適切な対応について啓発していく必要があります。また、公的な相談窓口や関係団体などは、より一層、的確に対応できる相談体制を確保していく必要があります。

各種相談に関しては、社会環境の変化にともない、複合的な要因による相談が増える傾向にあり、以前にも増して各関係部署の連携を深め、関係機関とのネットワークを強化していきます。

こうした課題に加え、人権問題と関わって市民一人ひとりがおかれている教育・就労・福祉の課題の解決に向けた取組が必要であり、引き続き市民や市民団体との「協働・支援」、「保護・救済」の施策を基本においた取組を進め

ていきます。

2015(平成27)年8月に※男女共同参画センターを男女共同参画社会や人権が尊重された社会の実現をめざすための拠点施設として設立しました。人権課題解決に向けた拠点施設として、研修や講座などの啓発事業や相談事業などを推進します。

また、災害時においては、2013(平成25)年の台風18号、2014(平成26)年の8月豪雨などによる本市で発生した災害や2011(平成23)年に発生した東日本大震災などの教訓を踏まえ、女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国籍の人など、人権尊重の観点からそれぞれの課題に応じた配慮を進めていきます。

さらに、ユニバーサル社会の形成をめざして、社会参加の障壁の除去と参加機会の提供など、総合的な施策の推進を「※福知山市ユニバーサルデザイン推進指針」に基づいて取り組んでいきます。

第2章 「人権施策推進計画」策定の趣旨と基本理念

1 策定の趣旨

人権問題とは、個人の存在や尊厳を侵す社会的な問題として重点的に取り組まなくてはならない行政課題です。したがって、人権問題の解決にあたっては個別的・具体的な人権侵害から課題を明らかにし、人権尊重の視点で計画的・効果的な施策の推進が必要です。

本市では、これまで「行動計画」および「推進計画」に基づき、さまざまな人権問題の解決に向けての取組を進めてきました。2014(平成26)年に実施した「意識調査」結果からは、人権教育・啓発の取組が市民に浸透してきたことがうかがえますが、その一方で、今なお予断や偏見に基づく差別やさまざまな人権侵害が起こっています。また、社会状況の変化によって、新たな人権に関わる事例も発生してきています。こうした状況から、社会情勢や人権をめぐる状況の変化などに応じて計画の見直しを行うものです。

2 計画の基本理念

本計画は、「福知山市市民憲章」を基本として、国および府などあらゆる関係機関や市民、市民団体とも連携して、人権を尊重し、差別のない「※多様性あふれる高次機能都市」の実現やだれにとっても訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサル社会の形成」に向けて実施するもので、基本理念は次のとおりです。

福知山市市民憲章 「幸せを生きる」

わたしたちは、ふるさと福知山を“幸せの舞台”にします。
水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々。
生き生きとして、伸び伸びとしたふるさとをつくります。
わたしたちは、ひとりひとりの中に
人生を自由で美しいものにする力を持っています。
そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び
共に幸せを生きます。

1991(平成3)年4月1日制定

基本理念 人権文化の創造と「共に幸せを生きる」共生社会の実現

人間の存在や命の尊厳を^{おか}侵すことなく、他者の存在を認めて生きるとともに、一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認識し、あらゆる機会に、あらゆる方法で実施される人権施策をと^{じっし}おして、人権という普遍的^{ふへんてき}文化の創造と市民が主体となって*「共に幸せを生きる」共生社会の実現に努めます。

*「共に幸せを生きる」共生社会

共生社会は、市民憲章「幸せを生きる」の考え方とともに、ユニバーサルデザイン、*多様性の尊重、「*社会的包摂」といった考え方を基本としています。この考え方に基づいて、福知山市は、多様性や違いを認め合い、障害の有無、年齢、性別、出身、国籍などによって排除されることなく、だれもが社会の一員として尊重され、だれにとっても訪れやすく暮らしやすい安全、安心な社会づくりをめざしています。

上記の基本理念を実現させるため、次のとおり人権施策を進めます。

(1) 基本施策の推進

- ①人権意識^{こうよう}の高揚を図る施策の推進（人権教育・啓発^{けいはつ}）
- ②市民との協働^{しえん}と支援^{しえん}を図る施策の推進（協働・支援）
- ③人権擁護^{ようご}を図る保護と救済施策の推進（保護・救済）
- ④バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する施策の推進
- ⑤人権施策の総合的な推進体制

(2) 課題別施策の推進

- ①同和問題
- ②女性の人権問題
- ③子どもの人権問題
- ④高齢者^{こうれいしゃ}の人権問題
- ⑤障害のある人の人権問題
- ⑥外国籍^{がいこくせき}の人の人権問題
- ⑦感染症^{かんせんしょう}患者などの人権問題
- ⑧情報化社会の人権問題
- ⑨さまざまな人権問題

3 計画の位置づけと計画期間

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を行うため、必要な事項を定めるものです。

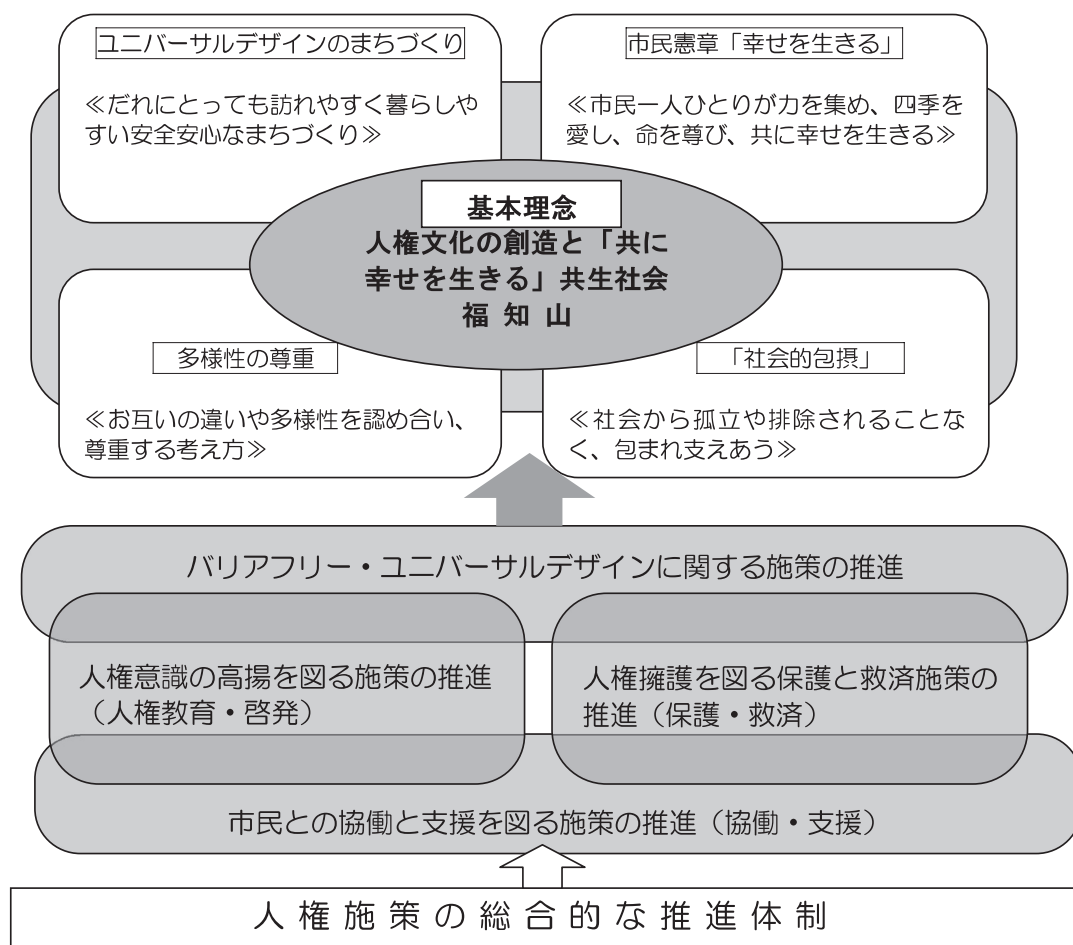
また、「※未来創造 福知山」などに基づく人権施策に関する分野別計画であり、本市が人権施策を推進するうえでの基本的な計画です。

課題別施策の推進にあたっては、「福知山市男女共同参画計画」や「福知山市障害者計画」など、各課題別分野の計画と合わせて実施するものです。

本計画の計画期間は、2016(平成28)年4月から2026(平成38)年3月までとします。なお、社会情勢の変化、市民ニーズの変化に対応するため、進捗状況の成果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

■基本理念と人権施策推進のイメージ図

計画の名称：第3次福知山市人権施策推進計画 いのち 輝き ゆめプラン



第3章 基本施策の推進

1 人権意識の高揚を図る施策の推進

少子高齢化^{こうれいか}や高度情報化、国際化の進展、経済格差の拡大など社会情勢は刻々と変化し、複雑化・多様化しています。人権問題においても、子どもの貧困の問題や過重労働など雇用^{こよう}に関わる問題といった新たな課題が生じるなどの変化があります。このような変化に的確に対応し、一日も早く人権問題を解決するためには、あらゆる場でさまざまな関係者に対し、「人権教育・啓発^{けいはつ}」を推進し、より一層の人権意識の高揚^{こうよう}を図ることが必要です。

人権教育は、「※福知山市人権教育実施方針^{じっし}」に基づき、自己を尊重する心やあらゆる人権問題を自分自身の問題として解決を図る意欲^{じっせんりよく}や実践力を育むことを目的として、人間関係のつながりの中で継続的な学習^{けいぞくてき}を基本として行う教育活動です。

人権啓発^{けいはつ}は、人間の尊厳を基本として、人権尊重の理念^{ふきゅう}の普及と市民の理解を深めることを目的として、広報や宣伝などにより広く市民に働きかけていく活動です。

「人権教育・啓発^{けいはつ}」の推進を図るため、すべての人々の自立および自己実現と豊かな人間関係づくりをめざすとともに、人権問題に関する深い認識^{じっせんりよく}と実践力を身につけた指導者の育成と、「人材育成基本計画」に基づき、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚をもった人材の育成を図ります。

(1) 就学前・学校等における推進

【現状と課題】

保育所(園)・幼稚園^{ようちえん}では、子どもの生活体験、発達の過程など一人ひとりの特性に配慮^{はいりよ}し、主体的な活動ができるよう教育環境や指導方法^{かんきょう}の工夫に努めてきました。身近な動植物や自然に親しむなど、多様な体験活動をとおして命の大切さに気づいたり、友だちをはじめ、さまざまな人と豊かな人間関係を築く中で、他者の存在に気づき相手を尊重する気持ちを育むなど、人権

を尊重する保育や教育を大切にしてきました。これらの取組により、子どもたちの中に命の大切さを実感し、お互いの個性を尊重する姿勢が育ちつつあります。

また、未就園児への取組として、子育て支援施設で乳幼児教室を開催するなど、家庭と連携しながら、乳幼児の健全な心身の発達を図っています。

小・中学校では、教育活動全体に人権教育を位置づけ、児童生徒の実態を的確に把握し、学力充実や進路保障に努めるとともに、小中連携による中学校ブロックの人権学習プログラムの見直しや人権学習副読本「幸せを生きる」の活用によって、市全体で人権学習の内容を充実してきました。

また、「人材育成基本計画」に基づき、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚をもった子どもの育成に取り組んできました。

小学生においては、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童の適切な遊び、生活の場として、放課後児童クラブの利用が増加しており、家庭、地域などとの連携のもと、児童の健全な育成を図っています。

しかし、その一方で、いじめや体罰、不登校などは依然として深刻な問題であり、また、インターネットによる人権侵害や子どもの貧困率の上昇なども社会の大きな問題となっています。社会の中で格差が広がるという変化の中で、自尊感情の獲得が難しく、コミュニケーションをうまくとることができない子どもも増えています。子どもの自立や自己実現ができる豊かな人間関係づくりにより自尊感情を育むことが必要です。

【施策の方向】

保育所(園)・幼稚園・※認定こども園・学校・放課後児童クラブ・家庭・地域・人権推進施設などとの連携を強化し、より効果的な取組を進めます。

具体的には、少子化や一人親家庭の増加による孤立しやすい保護者に子育てに関わる情報を発信したり、保護者同士をつなぐ子育て支援の活動を行っています。また、学校と家庭などが連携し、子どもたちが自尊感情をもち、コミュニケーション能力を育てる活動を進め、子ども同士の連帯感を高めま

す。

さらに、教職員の研修を充実し、人権問題についての認識の深化と指導力の向上に努め、子どもたちが人権問題をより身近なこととしてとらえられるよう教材や学習方法を工夫します。

また、子どもの貧困が課題となる中、経済格差の拡大は教育格差としても現れ、学力や進路にも影響を与えています。とくに困難な状況におかれた子どもには、家庭との連携の中で、一人ひとりの課題に即した個別指導を進めるなど、教育諸条件の充実に努めます。

(2) 家庭における推進

【現状と課題】

家庭は家族が深い愛情で結ばれ、日常生活をとおして基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心などを育む場であり、同時にやすらぎを与える場です。そのため、家族の大切さや人と人とのつながりを認識し、豊かな情操を育むために「※家族だんらの日」を定め、地域を含めた啓発を行ってきました。

しかし、子どもへの虐待やDV、高齢者虐待など、家庭が安心な場でなくなっている状況がみられます。また、障害のある人への支援や高齢化による介護などの支援の不足など、家庭の問題の複雑・多様化、家庭をとりまく環境の変化を踏まえた取組が必要です。

したがって、家庭においては、地域や学校などのさまざまな場で学習したことが、日常生活において態度や行動にあらわれるような人権感覚を育てることが求められています。

【施策の方向】

子どもの人権尊重の意識形成には、親をはじめとする大人の関わりが大きいことから、今後とも、大人自身が偏見や差別をなくし、人権問題を解決しようとする生き方をとおして、子どもに人権の大切さを身をもって示すことが大切です。

家族のきずなやふれあいを大切にし、一人ひとりが尊重される家庭をめざして、保育所(園)・幼稚園・学校・地域などが連携しあいながらお互いの教育力を高めていくため、学習機会や効果的な情報提供、相談体制の充実などにより、家庭における人権教育の推進を図ります。

(3) 地域社会における推進

【現状と課題】

地域社会は、さまざまな人々とのふれあいをとおして人権意識の高揚を図

る大切な場です。そのため、人権教育の分野では、生涯学習^{しょうがいの}の視点に立った人権学習ができるように、地域公民館を中心に「共に幸せを生きるまちづくり人権講座」や学習会、交流活動などにより人権に関する多様な学習機会の充実に努めてきました。学校と地域との連携^{れんけい}による研修機会の提供により、20～30歳代^{さいだい}の世代の人権研修への参加が増えてきています。また、地区公民館や社会教育関係団体で組織された「福知山市社会人権教育推進委員会」では、自主的な学習活動を推進し、身元調査お断り運動に取り組んできたところでした。

人権啓発^{けいはつ}では、街頭啓発^{けいはつ}や「※人にいちばん近いまちづくり事業」の実施^{じっし}、「※はばたきセミナー」などのさまざまな人権問題に関する講演会・学習会の開催^{かいさい}、「広報ふくちやま」人権週間特集号の発行や人権情報誌の作成・配布、発行物への人権標語^{きさき}の記載などに取り組んできました。

また、同和問題^{かいこくせき}や外国籍^{がいこくせき}の人の人権問題に関わって、差別や貧困、歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されてこなかったことから、※識字学級^{けい}や日本語教室の学習活動を継続的に取り組んできました。

また、一部の行政書士や司法書士による戸籍謄本^{こせきとうほん}等の不正取得が発生するなど、いまなお差別を利用した営利行為^{こうい}である身元調査が行われ、結婚差別^{けっこん}や就職差別などを生み出しています。マンション開発に関わる土地調査の事案や不動産取引の際に同和地区の物件を避けるという意識も明らかになっており、こうした忌避意識^{きひ}の解消に向けて、より一層の「人権教育・啓発^{けいはつ}」の推進が必要です。

■身元調査お断り運動

身元調査は、個人に関わる情報を本人の知らないところで、第三者をとおして調査することです。このような行為は、プライバシーの侵害にあたるだけでなく、関わりたくない避けたいという意識で排除する差別行為です。

福知山市では、「社会人権教育推進委員会」などとともに身元調査お断り運動を進めています。

身元調査お断り運動



(身元調査お断りステッカー)

【施策の方向】

今後においても、地域社会における「人権教育・啓発」を一層推進するため、地域の実情に応じた情報の提供や生涯各時期に応じた学習機会を提供します。また、地域での自主的な学習活動の推進のため、「人権教育・啓発」のリーダーの育成に努めます。

識字の問題は、基本的人権に関わる重要な課題であるとの認識に立ち、「国連識字の10年」の趣旨を踏まえ、今後も識字学級や国際交流講座における日本語学習などの取組を進めます。

地域社会において、さまざまな人権問題について理解と認識を深め、差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚を育むため、「人材育成基本計画」に基づき、人権推進施設や保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校・家庭と連携して活動を充実させていきます。さらに、「※心の教育実践活動」の積極的な推進と「※差別を許さない子ども育成協議会」の充実を図り、人権が尊重される社会の構築をめざして取り組む意欲と実践力をもった人材の育成に努めます。

（４）企業や職場における推進

【現状と課題】

あらゆる人権問題の解決をめざし、企業が主体的に組織した「福知山市企業人権教育推進協議会」を中心に、研修会やセミナー、講演会、広報活動や情報交換などが継続して行われています。また、企業に対しては、公正採用や職場の人権侵害防止に向け、「京都人権啓発行政連絡協議会」による企業内人権啓発推進員の設置の推進や「福知山雇用連絡会議」による啓発活動が進められています。

企業や職場は、その活動をとおして市民生活と密接に関わっており、公正な人事採用、障害のある人の法定雇用はもちろんのこと、性別による賃金、配置、昇進の格差、さらには職場におけるいじめや※セクシュアル・ハラスメント、※パワー・ハラスメントなどをなくしていくための職場の環境づくりが必要です。

さらに、企業においては、その企業活動や営業活動、また、職場内での人権の尊重への態度や取組が社会からの信頼と企業の発展につながり、人権尊重

の社会の実現にも大きな責任を担っています。※コンプライアンスの徹底や※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など、だれもが働きやすい職場環境の構築といった※企業の社会的責任（CSR）が求められます。

【施策の方向】

近年、企業の社会的責任への関心はますます高まり、利潤追求だけでなく、環境保護や情報開示、個人情報保護、地域との共生などの社会貢献がそれぞれの状況に応じて取り組まれています。

人権はその中でも重要なキーワードであり、今後も「福知山市企業人権教育推進協議会」を中心とした「人権教育・啓発」活動の取組や商工会議所や商工会などをおして、情報や学習教材の提供などの支援に努めます。

雇用にかかわっては、公正な採用選考に向けた啓発に努めるとともに、「職業安定法」や「雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」など労働にかかわる法制度や施策の周知を図ります。また、指定管理者などの本市施設の管理受託者やその他の業務受託者、並びに、さまざまな事業所についても、人権問題に関わる研修についての指導・助言に努めます。

（５）人材の育成

【現状と課題】

市民が人権学習やさまざまな人権教育・啓発活動に自主的、主体的に取り組むために、体系的な学習や経験を積み、人権教育・啓発活動をけん引し、企画・調整できる人材の育成が求められています。これまでから地区公民館では、「指導者養成講座」などにおいて、指導者となる人材の育成に取り組んできました。また、市民対象には、「※人権ファシリテーター養成セミナー」や人材育成講座などの取組を進めてきたところです。また、「人材育成基本計画」に基づき、中学生、高校生が、平和学習などの人権学習の成果を踏まえ、講演会などで平和の大切さを訴える市民啓発の取組を進めました。この活動に参加した若者たちがつながり、成長できるよう継続した取組が必要です。

これらの各年代を通じた取組を充実し、多くの活力あふれる人材を育成する必要があります。

【施策の方向】

今後においても、地区公民館における指導者養成を進めるとともに、「人権ファシリテーター養成セミナー」や人材育成講座の内容などの充実により、積極的に活動できる人材の育成に取り組みます。また、講座の情報提供や受講者が実践できる場づくりに努めます。中学生、高校生が取り組む平和学習の学習成果を市民啓発として発表する取組を進め、若年層の人材交流と育成を図ります。

(6) 調査研究の充実

【現状と課題】

これまで、「意識調査」、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(以下、「男女共同参画意識調査」という。)などを行うことにより、市民の意識の現状とその変化の把握に努めてきました。

さらに、人権を身近に感じることができる効果的な「人権教育・啓発」を行うためには、先進的な学習体系、学習方法、学習内容などを展開している他都市、諸機関などの情報収集や調査が必要です。

【施策の方向】

今後においても、市民の生活や意識の変化などの実態を把握し、事業を展開するために、各種調査を市民団体や大学などの諸機関と連携して行います。また、調査内容を分析し積極的に活用して、「人権教育・啓発」の取組を進めます。

さらに、先進的な取組を実施している他都市、諸機関などの情報収集や調査にも努めます。

(7) 人権問題と深い関わりをもつ職業従事者に対する取組

ア 市職員

【現状と課題】

市職員は、どのような業務においても人権問題に対する正しい理解と認識をもち、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重のまちづくりを進めるために市民の先頭に立って取り組む必要があります。そのため、人権に関する知識や人権問題解決に向けた態度、スキルを身につけるよう「職員人権

研修方針」に基づき、職員人権研修を行っています。

また、人権問題のさまざまな課題に取り組む意欲と知識をもった職員を育成し登録する人権人材バンクの活動についても、研修を深め充実に向けた取組を進めています。

【今後の取組】

今後においても、職階別集合研修、派遣研修、課内人権研修などの充実に図り、すべての市職員が人権を深く認識し、それぞれの担当業務における課題が明らかにできるよう資質の向上をめざします。

さらに、地域や学校、PTAなどで行われる各種研修会へも積極的に参加するとともに、係長以上を「職員人権啓発推進員」として位置づけ、地域により深くかわり、市民から信頼される人権啓発推進者としての活動を進めます。

イ 保育・教育関係者

【現状と課題】

保育所（園）・幼稚園・学校・放課後児童クラブの保育・教育関係者は、子どもたちの人権を守り、育むという自覚をもつとともに、人権が子どもたちにとって身近で大切なものであるという理解を深める教育を進めるため、より豊かな感性と指導力・実践力を身につける必要があります。

【今後の取組】

今後においても、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校・放課後児童クラブが円滑な接続を一層強化し、地域と連携しながら一体となった「心の教育実践活動」などの取組を進める中で、安心・安全で心豊かな地域づくりを進め、「※子ども安全都市宣言」の具体化を図るために研修を一層充実にし、人権問題についての認識の深化と指導力の向上に努めます。

ウ 医療関係者

【現状と課題】

医療関係者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、※インフォームド・コンセントの徹底などにより、患者などが納得して医療を受けることのできる環境を整備することが必要とされます。そのため、生命の大切さ、人間の尊厳を重んじるとともに、患者などのプライバシーや立場を考慮し、人権に配慮した対応が求められます。

【今後の取組】

医療業務の推進にあたっては、各職種間における共通の理解と認識が欠かせないことから、それらが一体となっていく研修などの実施についても関係医療団体などに対して要請していきます。

また、市民病院においても、これらの考えで業務の遂行に努めており、人権意識の向上をより一層徹底するよう取り組みます。

エ 保健福祉関係者

【現状と課題】

女性、子ども、高齢者、障害のある人などと接する機会の多い保健師、※ケアマネジャー、※ケースワーカーなどの保健福祉関係者については、人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシーの保護、虐待の防止という点においても高い人権意識が必要です。少子化や高齢化社会が進展する中、保健福祉従事者の役割はますます重要となっています。

【今後の取組】

保健福祉関係者が人権に対する深い理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係団体との連携を図り人権問題に関わる研修などの充実についての指導・助言に努めます。

オ 消防関係者

【現状と課題】

消防職員は、「市民の生命および財産を災害から守る」という消防、救急、救助活動などを任務としており、被災者や患者の人権尊重、プライバシーの保護に十分配慮した対応が求められます。そのため、消防職員は市職員としての研修をはじめ、京都府立消防学校における各教育課程での研修や職場内での研修などをおして、人命尊重の精神や豊かな人権感覚を身につける必要があります。また、消防団員は毎年、幹部研修会において人権研修により人権意識の高揚を図る取組を行っています。

【今後の取組】

消防職員が人権に関する正しい知識を習得し、その重要性を認識して各種消防業務を遂行できるよう、人権意識の高揚に向けた研修を実施します。消防職員合同の研修を実施するとともに、消防団員や関係団体とも連携を図ります。

カ その他の関係者

その他、市議会議員、民生児童委員や人権擁護委員などに対する「人権教育・啓発」の取組についても、関係機関や団体などとも連携しながら働きかけます。

さらに、マスメディア関係者、宗教関係者、行政書士や司法書士などの八業士についても、市民の人権に深く関わりをもつことから、人権尊重の視点に基づいた活動について働きかけます。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成 26) 年度	目標値 2020(平成 32) 年度
行政機関、関係機関、※NPO等との連携による事業参加者数	3,040 人	3,200 人
共にしあわせを生きるまちづくり人権講座参加者数	3,421 人 (のべ)	3,650 人 (のべ)

2 市民との協働と支援を図る施策の推進

本市では、行政のみで人権問題の解決に向けた取組を進めるのではなく、市民、NPO、企業、各種団体などの参画をとおして、お互いの連帯により人権施策を効果的かつ効率的に推進していくべきであるとの観点から、民間と行政とが協働して取り組むことをめざしています。

現在、環境、福祉問題や防災の分野でNPOやボランティア団体の活動が注目されており、NPOは人権施策の推進においても重要な役割を果たすことが期待されます。今後、こうしたNPOや市民団体との連携を深め、お互いの役割などを明らかにするなかで、対等な関係を築くことをめざします。

(1)市民参加・市民参画の推進

【現状と課題】

現在、人にいちばん近いまちづくり事業など、人権施策の計画段階から、

市民や市民団体の参加・参画により取組を進めています。

市民の意見や要望を人権施策に反映させていくためには、市民団体が主体となって事業プログラムを企画し、実践していく取組が必要です。

【施策の方向】

今後においても、市民への情報提供を効果的に行い、本市が行うさまざまな人権施策に参加・参画できる機会の拡大に努めます。また、人権尊重のまちづくりを進める人材の育成を図るとともに、市民が参加・参画するなかで人権啓発に取り組んでいけるよう、当事者などの意見を踏まえながら、事業の工夫や検討を行います。

(2) 各種団体との協働と支援の推進

【現状と課題】

一人ひとりの市民が、多様な文化や価値観を大切にしよう共生社会を実現するためには、市民の自主的・主体的な取組を促すとともに、地域においてさまざまな人々がふれあい、交流する場を増やし、相互理解を促進することが必要です。

【施策の方向】

今後においても、社会教育関係団体、市民団体、人権学習サークルなどとも十分連携し、「人権教育・啓発」を協働して推進します。さらに、人権を尊重した地域づくりの活動や人権侵害や虐待などの被害の発生防止や対応などの活動を進めるため、NPO・市民団体が行う自主的な活動、企業や事業主、また、大学などの教育関係機関の取組などと協働するとともに、情報提供などの支援に努めます。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成 26) 年度	目標値 2020(平成 32) 年度
「人にいちばん近いまちづくり実行委員会」参加団体数	25 団体・個人	27 団体・個人

3 人権擁護を図る保護と救済施策の推進

市民が日常生活の中で直面する人権侵害^{しんかがい}に対して、実効的な「保護・救済」を図ることは重要な行政課題です。とりわけ、人権侵害^{しんかがい}による被害者^{ひがいしや}を迅速に救済する機関の設置や法制度の整備は、「保護・救済」の取組を進めるうえで重要な課題となっています。そのため、人権侵害^{しんかがい}の救済を図る法制度の整備について、今後も国などに要請^{ようせい}する取組を進めます。

また、複雑多様な人権相談に対応するため、本市の相談体制の充実^{じゅうじつ}を図ります。

(1)人権相談に関するネットワークの構築

【現状と課題】

人権に関わる相談については、人権相談、女性相談、子どものいじめや虐待^{ぎゃくたい}に対応する相談や高齢者^{こうれいしや}の虐待^{ぎゃくたい}に関する相談、障害のある人の生活相談など、担当部署で対応しています。

しかし、複雑多様化する人権相談に対応するためには、担当部署間の連携^{れんけい}など、一層の相談体制の充実^{じゅうじつ}が必要です。

【施策の方向】

今後においても、相談担当者は、それぞれの人権問題とその解決に関する専門知識が必要であるとともに、相談自体がカウンセリング的機能をもつため、専門的な研修の充実^{じゅうじつ}に努めます。また、人権課題別の専門相談^{じゅうじつ}の充実を図ります。

さらに、相談対応には、個別的具体的な制度や法律に関する専門的知識や外国語などの専門的技能が求められており、相談内容に的確に対応できる関係団体や専門機関とネットワークの強化を図ります。

(2)保護と救済を図る施策の推進

【現状と課題】

これまでから関係機関と連携^{れんけい}して、差別発言や身元調査などに関わる差別事象やDV、いじめ、虐待^{ぎゃくたい}などの人権侵害^{しんかがい}の解決に取り組んできました。

しかし、人権侵害^{しんかがい}が起こった場合に、どこに相談するかという問題に直面

する人もあるため、相談窓口の周知に努めました。また、DVや児童虐待、^{ぎやくたい}
^{こうれいしやぎやくたい}高齢者虐待などに的確に対応するための「保護・救済」プログラムの整備を
 行いました。

また、人権侵害^{しんがいはい}を受けた被害者^{ひがいしや}の安全を確保するために、人権擁護委員^{ようご}、
 民生児童委員などや関係する専門機関と迅速な連携^{じんそく れんけい}を図り保護するととも
 に、今後は、NPOなど市民団体との連携^{れんけい}も必要となってきます。

【施策の方向】

被害者^{ひがいしや}の支援^{しえん}の充実^{じゅうじつ}を図るため、相談を必要とする人に相談窓口を確実に
 伝えることができるような周知に取り組みます。また、人権侵害^{しんがいはい}に対する「保
 護・救済」プログラムの一層^{じゅうじつ}の充実^{れんけい}に向けて、関係機関と連携した取組を進
 めます。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成 26) 年度	目標値 2020(平成 32) 年度
女性相談の相談者数	106 人	145 人

4 バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する施策の推進

2004(平成 16) 年 6 月、参議院本会議において「ユニバーサル社会の形成
^{そくしん}促進に関する決議」がされました。その中でユニバーサル社会を「障害者や
^{こうれいしや}高齢者が安心して生活できるよう施設や設備等のバリアフリー化を進めてい
 くのみならず、^{さら}更にその考え方を深めて社会の制度や仕組みにおいても、障
 害の有無、^{ねんれい}年齢等にかかわらずなく、国民一人ひとりがそれぞれ対等な社会の
 構成員として、自立し相互^{そうご}にその人格を尊重しつつ支え合う社会、すべての
 人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できる社会」
 と説明しています。

「福知山市市民憲章」の「共に幸せを生きる」という考え方は、このユニバー
 サル社会の考え方と合致^{がっち}するものです。

【現状と課題】

ユニバーサル社会という考え方が出てきた背景には、高齢化の進展や少子化・人口減少、国際化の進展といった社会的要因のほか、「※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などの法整備やバリアフリー化関連事業の推進、人権意識の高揚などによって、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方が広く普及してきています。また、障害のある人に係る法整備が進み、社会的障壁を取り除くための合理的配慮など障害を理由とする差別の解消に向けた取組が重要になっています。

京都府においては、ユニバーサルデザインの考え方を基本とする社会の実現をめざすため、「※みんなでつくる『あったか京都』指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）」が策定されています。

バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する施策を行っていくためには、各分野にわたり総合的に施策を実施することが必要です。

すでに存在するバリアの除去については、既存の公共施設などの改修の緊急度、重要度など優先順位を整理し、計画的・効率的な整備を進める必要があります。また、公共施設においては、「京都府福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、整備、改修を行っていますが、創意工夫をこらした施策の実施が求められるところです。

本市が今後、「福知山市市民憲章」の理念を具体化するユニバーサル社会の形成を図るためには、各分野において、ユニバーサルデザイン推進の視点を取り入れ、具体化していくことが重要です。

■ユニバーサルデザインによる図（ピクトグラム）の例

ピクトグラムとは、ある情報などを伝える際に、文字の代わりに表示する視覚的な図記号（サイン）のことです。一見してその表現内容を理解できることから、文字表示に比べて情報伝達的手段として優れています。ユニバーサルデザインの観点から、こうした図記号の効果的な活用必要性が高まっています。



【施策の方向】

「福知山市市民憲章」の理念を具体化するユニバーサル社会の形成を図るために、本市におけるユニバーサルデザインに関する基本的な考え方や方向性を示すものとして2016(平成28)年3月に「福知山市ユニバーサルデザイン推進指針」を策定しました。

だれにとっても訪れやすく、暮らしやすい社会の構築のためには、障害の有無、年齢、性別、出身、国籍などにかかわらず一人ひとりが互いに理解し、尊重しあうユニバーサル社会の考え方について、市民の理解を深めていく必要があります。そのため、さまざまな場や機会を利用して、その考え方を普及、啓発する取組を進めます。

また、不特定多数の人が利用する公共的施設や公共交通網の整備にあたっては、多様な視点で利用する人に配慮した整備を利用者のニーズを把握しながら進める必要があります。また、地域で生活する高齢者や障害のある人などさまざまな人たちにとって訪れやすく暮らしやすいまちをつくっていくために、自由に行動し、安全で快適に生活できる地域や社会環境をつくる取組を進めます。

さらに、市内で開催される各種イベントなど、だれにとっても参加しやすく、訪れやすいものとするため、各種のマニュアルの作成やサービス向上に

向けた研修を行います。また、今後も要約筆記や手話通訳を取り入れる機会を増やすとともに、広報媒体などの多言語化や音訳化、点字化の取組を進めます。さらに配色などさまざまな情報伝達について工夫し、きめ細かい情報提供に努めます。

ユニバーサル社会の形成はすべての行政分野に関係する施策課題であるため、「福知山市ユニバーサルデザイン推進指針」に基づいて、各種施策・事業を積極的に進める必要があります。既存の推進組織の活用による推進を図るとともに、市民協働の観点からも、多様な立場の市民ニーズを取り入れることに努めます。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成 26) 年度	目標値 2020(平成 32) 年度
ユニバーサルデザイン講演会の参加者数	56 人	100 人
(企業・事業所を対象とした) 手話・要約筆記講座参加者数	30 人	100 人

5 人権施策の総合的な推進体制

人権施策の具体的な取組は、行政のそれぞれの部署において行っていますが、施策の一層の効果をひき出すためには、各部署の連携が不可欠です。また、「人権教育・啓発」などの人権施策を点検することは、効果的な事業の推進をするうえで重要です。

そのため、総合的な推進体制による人権施策の実施と点検・評価を行います。

(1) 総合的な体制による推進

【現状と課題】

本市においては、人権施策を推進するために「福知山市人権施策推進本部」

を設け、庁内関係部署や国・府・他の市町との^{れんけい}連携を^{きんみつ}緊密にした総合的な取組を進めてきました。

【施策の方向】

今後も引き続き「福知山市人権施策推進本部」を中心に、庁内関係部署や国・府・他の市町との^{れんけい}連携を密にして、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。

(2)人権施策の点検・評価

【現状と課題】

本市では、人権施策の^{じっしじょうきょう}実施状況について調査と集約を行っていますが、効果的に施策を推進するためには、十分な点検・評価が必要です。

【施策の方向】

今後は、本計画の成果指標などにより施策の^{じっし}実施内容や^{しんちよくじょうきょう}進捗状況の点検・評価を「福知山市人権施策推進本部」において行うとともに、「福知山市人権問題協議会」に報告し、より効果的な取組を推進します。

第4章 課題別施策の推進

計画の理念の実現に向けて、人権施策を総合的かつ効果的に推進するためには、人権問題の課題別状況^{じょうきよう}についての的確に把握^{はあく}しなければなりません。同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人など、それぞれの人権問題に関わって市民一人ひとりがおかれている教育や就労^{ふくし}、福祉の課題の解決に向けた取組が必要です。さらに、これらの人権問題は単独に存在するだけでなく、複数の人権問題が重なり合う場合も多くあります。こうした「※複合差別」の視点を持つことも大切です。

近年、「ヘイトスピーチ（憎悪^{ぞうお}に基づく発言）」の問題が取り上げられ、外国籍^{がいこくせき}の人のみならず、同和地区出身者や※性的マイノリティ（性的少数者）など、その他の集団にも差別^{はいせき}、排斥する趣旨^{しゆし}の言動が向けられています。

互^{たが}いの人権を尊重し多様性を認め合う社会の実現をめざし、それぞれの人権問題のこれまでの取組の現状を踏まえ、人権推進施設などの活用も図りながら、課題の解決に向けた取組を進めます。

なお、取り組むにあたっては、NPOなど市民団体との「協働・支援^{しえん}」を含めた連携^{れんけい}を図るとともに、人権侵害による被害者の「保護・救済^{じゆうき}」については、関係機関と連携^{れんけい}を図りながら、相談体制^{じゆうじつ}の充実に努めます。

1 同和問題

【現状と課題】

同和問題の解決に向けて、1965(昭和40)年の「※同和対策審議会答申^{しんぎかいとうしん}」に基づき、差別の解消をめざした特別措置法^{そちほう}による総合的施策を進めてきた結果、物的対策などは概ね目的を達成できたことから、2002(平成14)年3月をもって終結し、以後は一般施策に移行して取り組んでいます。

しかし、特別対策事業が終結しても、事業に対する誤った理解から生じる「ねたみ意識」をいまだに持つ人も存在し、インターネットなどを利用した悪

質な差別的情報の^{るふ}流布などとあいまって、同和問題の正しい理解^{そがい}を阻害する^{じょうきょう}状況があります。

同和問題の解決を図るために設置してきた人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所に関しては、2009(平成21)年に「人権ふれあいセンター^{しせつ}施設等のあり方^{こんわかい}懇話会」を設置し、市民の意見を^{ふく}得ながら、人権推進^{しせつ}施設などのあり方について検討を重ね、周辺地域住民を^{ふく}含めた生きがいデイサービス、子育て学習、人権学習、相談活動など「人権と福祉^{ふくし}の拠点^{きょてん}施設」^{きよてんしせつ}としての機能の充^{じゅう}実^{じつ}を図ることとしました。

また、差別や貧困などの理由により、教育を受ける権利と機会が保障されなかった人たちに関わって識字の問題があります。識字学級は文字の習得だけでなく各種の学習活動をとおして、差別の現実と自分の生い立ちを綴^{もど}ること、社会的立場を自覚し、人間としての尊厳と自立を取り戻していく活動です。本市においても、こうした観点から識字学級が取り組まれています。

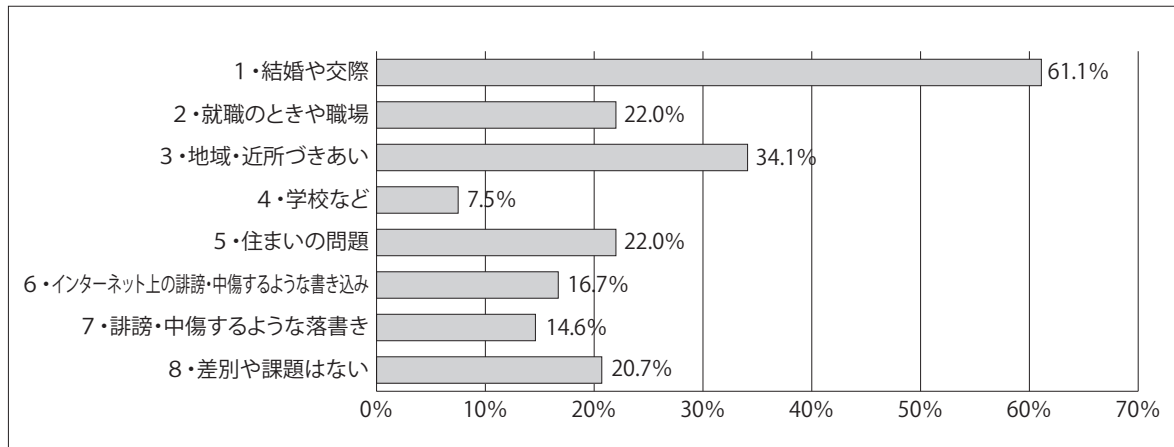
また、残された課題の解決に向けて、結婚^{けっこん}差別・就職差別、さらには偏見^{へんけん}や差別意識などを解消するための「人権教育・啓発^{けいはつ}」の推進や、「人材育成基本計画」に基づく人材の育成に取り組みました。

しかし、「意識調査」の結果を見ると、「同和地区の人に対する差別や人権^{しんがい}侵害^{しんがい}について、あなたはどのような差別や課題が残っていると思いますか」という設問に対して、「結婚^{けっこん}や交際」と答えた人は61.1%となっています。また、別の設問では、同和地区出身者との結婚^{けっこん}に対して、反対しないという人は、36.7%、反対する・心情的には反対といった意識を示す人も35.5%となっています。前回調査と比較^{ひかく}すると、反対しない人が29.9%から少し増加した結果となっています。また、反対する・心情的には反対といった意識を示す人も39.6%から少し減少しています。一方、宅地購入などの際に同和地区にある物件に対して、こだわらないという回答が55.0%あり、物件を避^さけるという回答は41.3%となっています。このように、結婚^{けっこん}や宅地^{ちち}購入^{こうにゅう}に対して反対しない、こだわらないという人も増えてはいますが、なお、約4割の人に結婚^{けっこん}に反対する、土地^ちを避^さけるといった意識が残っているという結果となりました。

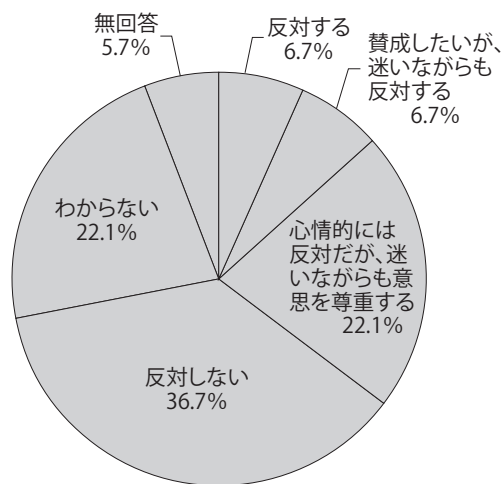
このような意識が、本市で起こった結婚^{けっこん}や引越^{ひっこ}しに際しての同和地区の所在^こ問い合わせや戸籍^{こせきとうほん}謄本等の不正取得、インターネット上の悪質な書き込み

という形であらわれています。また、経済格差の拡大や非正規雇用者の増加などの問題が日本における大きな社会問題となっています。こうした差別や社会経済の状況が、さらに不安定な就労や生活を生みだし、教育・就労・福祉の課題の要因となっています。

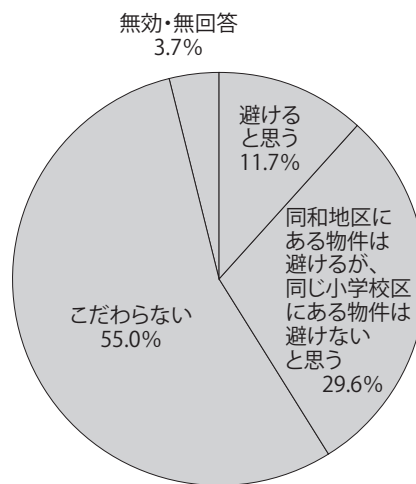
■同和地区（同和対策事業を実施した地域）の人に対する差別や人権侵害について、あなたはどのような差別や課題が残っていると思いますか。



■身近な人が結婚を望んでいる場合、あなたはどのような態度をとりますか？（同和地区出身者との結婚）



■住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件を避けることがありますか？



2014(平成26)年「意識調査」結果

【施策の方向】

同和問題の早期解決をめざし、結婚差別や就職差別、差別発言や差別情報の流布、差別につながる問い合わせなどの偏見や差別意識の解消を図るため、同和問題の正しい理解と、身元調査を許さない人権尊重の精神を身につける「人権教育・啓発」の取組を進めます。また、身元調査や戸籍謄本等の不正取

得事象への対策として、「事前登録型本人通知制度」を2012(平成24)年10月から導入しました。戸籍謄本等の不正取得の抑止やプライバシーを守るため、制度や登録の啓発に取り組みます。さらに、結婚差別や就職差別に起因する教育・就労・福祉にかかる課題の解決に向けて、一般施策の中での的確に取り組みます。

同和問題やあらゆる人権問題の解決に取り組むことを基本として、人権ふれあいセンターでは、「人権と福祉の拠点施設」として、高齢者や障害のある人の支援、児童館は差別を許さない人材育成と総合的な子育て支援施策、教育集会所は、地域における人権教育と生涯学習の取組を一層進めます。また、識字学級についても継続した取組を進めます。

差別を許さず、人権問題解決に率先して取り組んでいく人材の育成については、保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校までの一貫した教育実践と「人材育成基本計画」に基づき、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚をもった人材の育成を進めます。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成26)年度	目標値 2020(平成32)年度
事前登録型本人通知制度登録者数	683人	3,000人

2 女性の人権問題

【現状と課題】

性別を理由とする差別的な取り扱いや*性別役割分担意識の解消をめざし、「*福知山市男女共同参画推進条例」に基づき「第3次福知山市男女共同参画計画 はばたきプラン2011」(以下、「はばたきプラン2011」という。)を2011(平成23)年に策定し、男女共同参画を推進しています。

また、「女性相談」や「女性弁護士による女性法律相談」を定期的に実施し、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの性別による差別行為や人権侵害に関する被害の相談や届け出がしやすい環境づくりを進めてきました。

2014（平成26）年度に実施した「男女共同参画市民意識調査」では、5.8%の女性が「過去3年間について配偶者などから身体的な暴力を受けた経験がある」としており、17.2%の女性が「精神的な暴力」を受けたと答えています。女性への暴力の防止については、2012（平成24）年「※配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（以下、「DV防止計画」という。）を策定し、暴力の根絶に向けた取組を進めました。また、DVの防止については、若年層からの啓発が有効であり、高校生などへの※デートDVといわれる交際相手からの暴力の防止講座の実施やパンフレットの配布といった取組を行っています。

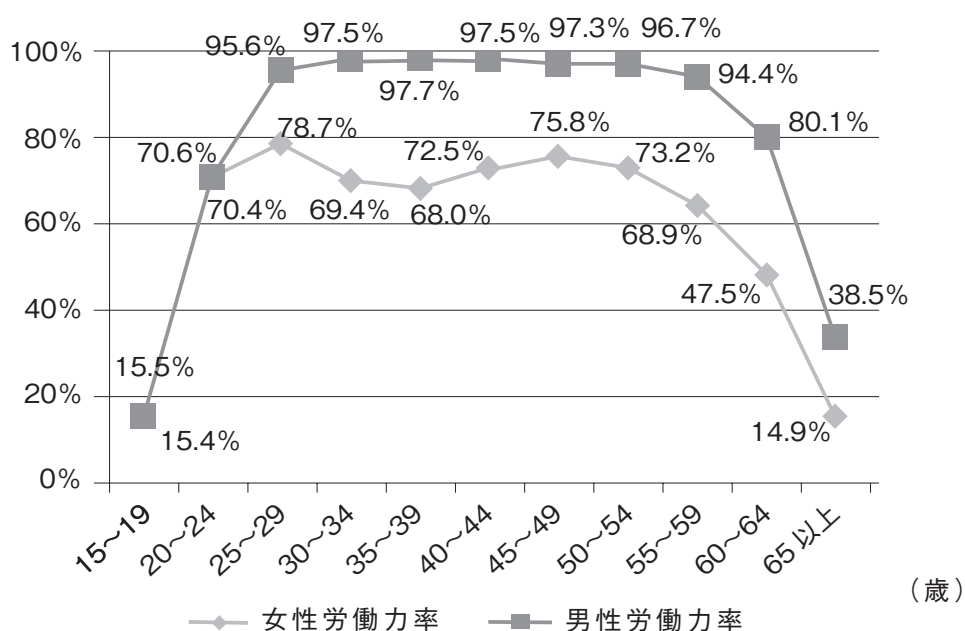
こうした女性に対する暴力の背景には、男性の女性に対する支配意識が潜んでいることも原因のひとつとして考えられます。

「男女共同参画市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった考え方について72.9%の人が抵抗を感じると答えています。その一方、女性の仕事と生活設計について、「女性は仕事より家庭や子育てを優先すべき」という考え方が51.2%を占めています。2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性の活躍推進法）」が成立し、女性の社会参画への取組が進んではいるものの、長時間労働が根強く残り、※マタニティ・ハラスメントが顕在化するなど、依然として女性の就業や社会参加への課題は多くあります。

また、就労以外の社会参画においても、市の審議会など、さまざまな決定の場への女性の参画状況が24.6%にとどまるなど、男性と女性の間にはいまだに大きな格差が存在しているといえます。

■男女の年齢別労働力率

2010(平成22)年総務省数値



【施策の方向】

今後においても、「はばたきプラン2011」に基づき、社会のあらゆる場においてDVやセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを「教育・啓発」とともに、「DV防止計画」に基づく取組を進めます。具体的には、相談窓口案内カードを活用し、被害者の立場に立った細やかな周知に努めるとともに、被害者が相談しやすい環境を整えるなど、警察や京都府家庭支援総合センターなどの関係機関と連携して被害者に対する適切な支援に努めます。また、高校生などへのデートDV防止の啓発を継続し、若年層から固定的役割分担意識の解消、暴力の根絶の取組を進めます。

男女間で事実上の格差が生じている雇用形態や賃金などについては、事業所などの雇用の分野における男女共同参画の啓発を進めます。とくに女性が結婚や妊娠・出産により離職することなく働き続けられる環境を整えるために、長時間労働の見直しや男性の育児休業の取得の促進などワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに、引き続き就職や再就職を希望する女性の相談や就労支援に努めます。

さらに、女性が社会のあらゆる分野において計画や方針の立案および活動に参画する機会が確保されるよう積極的に取り組めます。

また、2015(平成27)年8月に設置した男女共同参画センターを拠点とし、男女共同参画の推進に係る女性団体などの市民の活動支援や施策の推進を図ります。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成26)年度	目標値 2020(平成32)年度
審議会・委員会などの女性委員割合	24.6%	30%
セミナー・講座など啓発事業への参加者数	700人	1,050人

3 子どもの人権問題

【現状と課題】

1951(昭和26)年に制定された「児童憲章」や1994(平成6)年に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしています。しかし、社会経済情勢の変化や家庭のさまざまな問題などを背景にして、親などによる虐待、少年非行、犯罪の加害者や被害者となる子どもの存在、インターネットや携帯電話、スマートフォンの著しい普及による有害情報の氾濫や児童ポルノなどのさまざまな問題、学校における校内暴力やいじめ、不登校などの問題が起こっています。

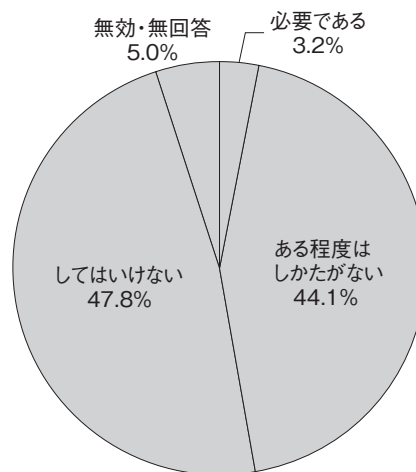
また、新たな課題である子どもの貧困に対して、2014(平成26)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、環境整備や教育の機会均等を図る総合的な対策の推進が求められています。

本市では、児童虐待にかかわる諸問題については、「福知山市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関などが緊密な連携を図り、原因や問題点を究明し、相談体制など「保護・救済」の充実と地域住民への啓発を行うなどで、虐待の防止に努めています。また、「※こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早

期からの保護者と地域とのつながりづくりを深め育児の孤立化を防止するなどの取組を進めています。

また、「意識調査」では、「子どもの人権に関して、現在、あなたが特に問題に思われるのはどのようなことですか」という問いに対して、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待があること」と回答した人は83.1%となっており、多くの人が関心をもっています。また、子どもに対する虐待について、親がしつけのために子どもの頭などを叩いたりすることは「必要である」、「ある程度はしかたがない」と考えている人は47.3%、「してはいけない」と考えている人は47.8%と、容認しない意見がわずかに上回る結果となりました。一方で、虐待の受理件数は増加しており、一番多いのは心理的虐待、次いでネグレクトとなっています。これらのことから、しつけと称した暴力・育児放棄も虐待であり、人権侵害であるという認識を高めるため、大人の人権意識の高揚を図る必要があります。

■あなたは、子どものしつけについてどうお考えですか（しつけのために、頭を叩いたりすること）



2014(平成26)年「意識調査」結果

■福知山市における児童虐待受理件数

2014(平成26)年3月末現在

年度	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合 計
2012(H24)	34 件	26 件	30 件	2 件	92 件
2013(H25)	35 件	48 件	49 件	0 件	132 件
2014(H26)	39 件	43 件	77 件	0 件	159 件

- 心理的虐待…精神的虐待とも呼ばれる。子どもの呼びかけに対し無視をする、大きな声を出す、きょうだい間で著しく差をつけ差別をする、子どもの目の前でパートナーに暴力を振るう、子どもに繰り返し暴言を浴びせ子どもの自尊心を傷つける、などがあります。
- ネグレクト…育児怠慢、育児放棄などを指す。子どもを家に残して外出する、子どもに十分な食事を与えない、子どもの衣服を着替えさせず不潔なまま放置する、子どもが病気になっても病院に連れて行かない、などがあります。

いじめ問題などに関しては、その原因や問題点を究明し、解決するための相談支援体制の充実や訪問指導員の配置など、総合的に取り組んできました。2015(平成27)年3月には、「いじめ防止対策推進法」(2013(平成25)年)の規定に基づき、「※福知山市いじめ防止基本方針」を策定し、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、いじめ根絶の風土づくりを進めています。

子育てに関する施策に関しては、2006(平成18)年に「子ども安全都市宣言」を行い、安心安全情報メールの発信など、市民ぐるみで子どもを守る安全対策を講じ、子どもの健やかな成長を育む施策を推進してきました。

さらに、不登校児童に関しては、教育相談や適応指導教室「けやき広場」を中心に支援を行ってきました。

また、2005(平成17)年に制定された「発達障害者支援法」に基づき、就学前において支援を必要とする児童を早期に発見し、個人にあった療育・支援を行いながら義務教育課程へとつないでいく取組として「のびのび福知っ子」就学前発達支援事業を実施しています。

2014(平成26)年1月には、「障害者の権利に関する条約」が批准されました。学校教育においては、共生社会の形成に向けて、この条約に基づく※インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

【施策の方向】

今後においても、「人材育成基本計画」に基づき、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚をもった人材を育成するとともに、2015(平成27)年には、「※子ども・子育て支援法」(2012(平成24)年)に基づき、策定した「※福知山市子ども・子育て支援事業計画」に沿って子どもの尊厳を第一に、子育て支援事業の具体的な数値目標の確保を図り、子どもが地域の人々との関わりの中で育ち合う環境づくりを進めます。特に子どもを一人の人格として尊重し、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの意見をまちづくりに活かす仕組みづくりについて検討します。

子どもの将来が生まれ育った環境により左右されることのないよう、学校がプラットフォームとなり、保護者・地域・保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・児童館などとの連携により貧困の連鎖を断ち切るた

めの総合的な取組を進めます。

また、いじめ問題については、「福知山市いじめ防止基本方針」に基づき、各関係機関が連携しながら取組を進めます。

さらに、子どもの発達を保障するため、発達障害の正しい認知と理解を促す啓発を推進するとともに、継続して就学前から早期発見・早期支援を行います。また、「障害者の権利に関する条約」に基づき、インクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を着実に推進するとともに、その後も就労までの取組を進めます。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成 26) 年度	目標値 2020(平成 32) 年度
4 歳児未入園児健診受診率	47.7%	70.0%

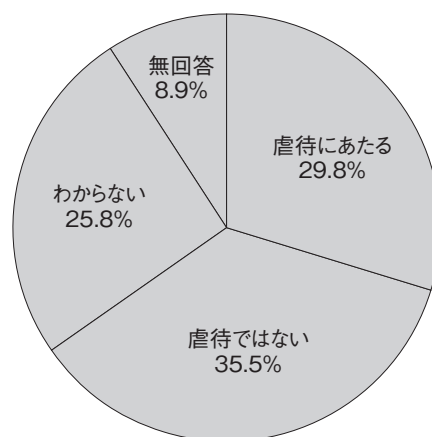
4 こうれいしゃ 高齢者の人権問題

【現状と課題】

本市においては、できる限り末永く住み慣れた地域で生活が続けていけるよう、健康づくりや生きがいづくりのほか、介護保険や福祉サービスを整備してきました。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域の見守りや関係者のネットワーク体制の構築、地域包括支援センターを中心に相談支援の取組を強化してきました。

認知症高齢者の支援については、まず認知症を理解し、地域で見守る人を増やすための普及啓発活動、認知症予防教室

■判断能力の低下を理由に本人の年金や預貯金を一切本人に使わせないことについてどう思いますか。



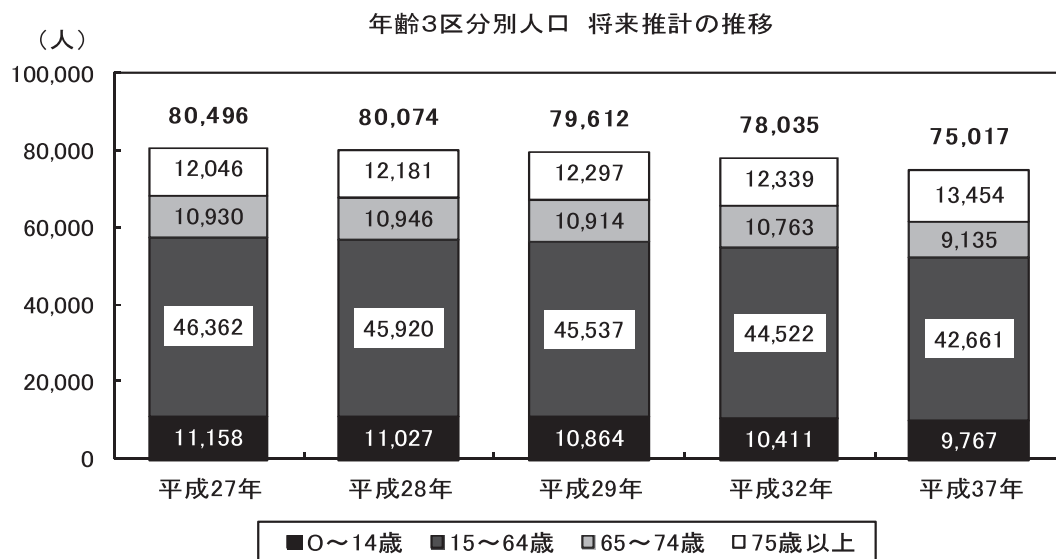
2014(平成26)年「意識調査」結果

の取組を進めてきました。

「意識調査」では、虐待に関する認識のうち、虐待の放置や懲罰的な仕打ちなどは虐待であるという高い認識がある一方で、本人の預貯金などを使わせないなどの経済的虐待についての理解はあまり進んでいないという結果となっています。

さらに2013(平成25)年度「高齢者虐待対応状況調査」(厚生労働省)によると虐待の発生要因としては、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」が最も多く、特に虐待を受けた高齢者のほとんどが中度～重度の介護を要する状態であり、認知症の症状がみられる高齢者の割合が多くなっています。

さらに、高齢者が地域において、尊厳のある生活を維持し、安心してその人らしい生活を行うことができるよう、*成年後見制度の普及啓発、老人福祉施設などへの措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止など各関係機関と連携しながら支援を行ってきました。



出典：福知山市第7次高齢者保健福祉計画

【施策の方向】

「*第7次福知山市高齢者保健福祉計画」に基づき、たとえ介護が必要になっても、人権が尊重され住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステムを構築していきます。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの増加に伴い、相談窓

口である地域包括支援センターの機能強化を図ります。高齢者虐待などの通報に関しても医療機関や介護事業者などの関係機関と連携を図りながら、高齢者が地域で安心・安全に生活できるよう支援を行っていくとともに、高齢者の権利擁護を推進するため、地域公民館や人権ふれあいセンター、その他の関係機関とも連携しながら高齢者の人権に係る啓発活動を推進します。

また、家族介護者への支援として、精神的、経済的負担の軽減のために在宅介護サービスの利用促進や相談支援、介護家族者同士の交流会などの各種事業の充実・周知に努めます。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成 26) 年度	目標値 2020(平成 32) 年度
地域包括支援センター相談件数	6,548 件	7,720 件
認知症サポーター数	3,320 人 (累計)	5,180 人 (累計)

5 障害のある人の人権問題

【現状と課題】

2011(平成 23) 年「障害者基本法」の改正において、社会的障壁の除去や合理的配慮をすることが規定され、2013(平成 25) 年「障害者差別解消法」では、具体的に障害のある人への差別を禁止し、社会参加を進めるための法律が制定されました。こうした法制度の整備により、我が国において2014(平成 26) 年2月から「障害者権利条約」の効力が発生することになりました。

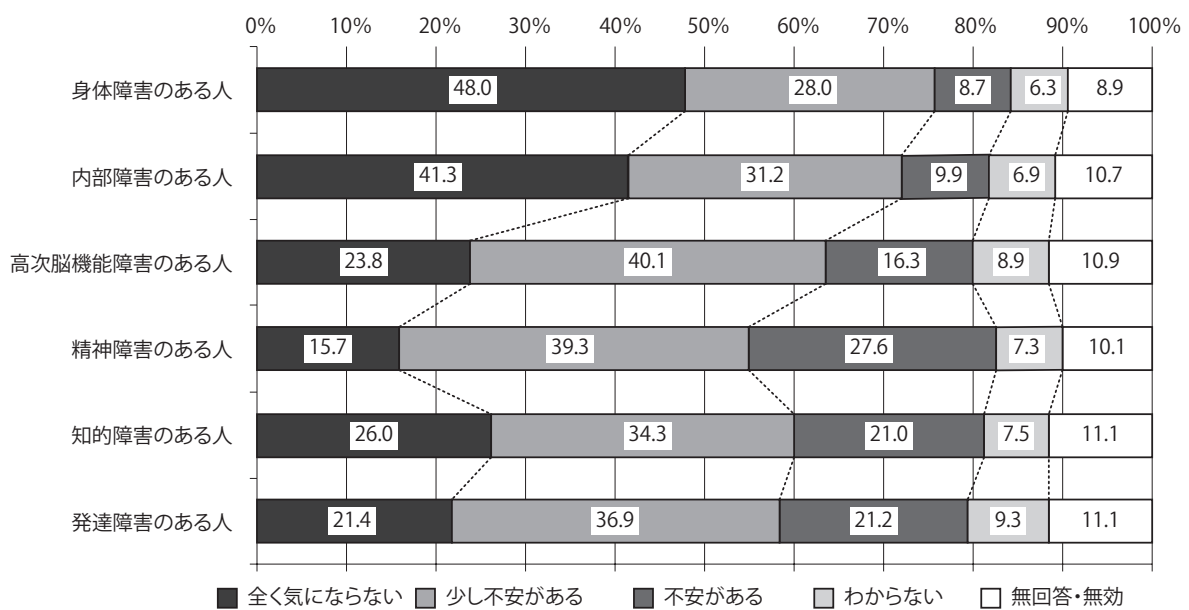
本市では、地域社会や行政などが一体となって、障害のある人が早期自立と社会参加ができるように施策の充実に取り組むとともに、多くの人が利用する建築物や公園などの整備においては、多機能トイレ、休憩場所、音声案内などの設置を含めたユニバーサルデザインを推進・促進しています。

また、2015(平成 27) 年に見直した「福知山市障害者計画」に基づき、「障害のある人もない人も、すべての人が共に生きていくまちづくり」を基本理

念として、住み慣れた地域社会のなかですべての人が互いに尊重し支え合い、いきいきと活動しながら生活していく社会の構築をめざし、障害についての正しい理解と認識を一段と深める取組を進めてきました。

「意識調査」では、障害のある人との交際や友達づきあいなどについて「身体障害のある人」に比べ、「精神」や「知的障害のある人」に対して「不安がある」と答えた人の割合が高くなっており、障害の種別によって差があらわれています。このような背景には、障害の発生原因や症状などについての理解不足や、誤った知識や先入観による偏見が考えられます。

■それぞれの人について、あなたはどのように思いますか（交際や友達づきあいなどのとき）



2014(平成26)年「意識調査」結果

また、障害のある人の雇用について、「意識調査」の結果によると、「企業は、障害のある人の雇用を進めるべき」という意見が78.0%あり、多くの人が、障害のある人の雇用問題について積極的な理解を示しています。

しかし、2014(平成26)年の厚生労働省による障害のある人の雇用状況の集計結果によると、*法定雇用率達成企業の割合は44.7%と障害のある人を取り巻く雇用環境は依然厳しい状況が続いています。

さらに、障害のある人が住み慣れた地域で将来に不安を感じることなく安心して暮らしていけるように、日常生活における防犯体制の整備や災害時などの情報保障、安全確保をはじめ避難所での生活の支援など、障害の特性に配慮した地域ぐるみの防犯・防災の整備に対する取組が課題となっています。

2012(平成24)年には、「障害者虐待^{ぎやくたい}の防止、障害者の養護者^{しえん}に対する支援^{しえん}等に関する法律^{しえん}」(以下、「障害者虐待^{ぎやくたい}防止法^{しこう}」という。)が施行され、障害のある人の権利擁護^{ようご}を図るため、総合的な支援^{しえん}に対応できる体制と制度を担う人材育成が課題となっています。

■京都府内の障害のある人の法定雇用状況

2014(平成26)年6月現在

法定雇用率	全国の状況		京都府内の状況	
	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合
2.0%	1.82%	44.7%	1.95%	47.4%

京都労働局

【施策の方向】

障害のある人が個人としての尊厳を保ちながら、自立した社会生活や自己実現のための社会参加を自ら選択・決定^{せんたく}、充実した生活を送ることができるよう、「福知山市障害者計画」に基づき、障害福祉^{ふくし}の充実を図り、障害のある人が地域社会の一員として安心して生活できる取組を進めます。

障害を理由とした差別の解消のためには、障害や障害のある人に対する理解を進めていくことが重要です。高齢者^{こうれいしゃ}、障害のある人が日頃の取組を発表し市民と交流を深める「ふれあい福祉フェスタ」などの各種行事やメディアをとおして、障害のある人となない人との間の心の壁を取り除く「こころのバリアフリー」を実現するため人権啓発^{けいはつ}の取組を行い地域社会における理解の普及^{ふきゅう}に努めます。また、高次脳機能障害、発達障害、精神障害や難病患者^{かんじや}など、多様な障害について正しい理解と意識啓発^{けいはつ}を図り、地域・家庭・学校・職場における人権や福祉^{ふくし}に関する教育の推進、ヘルパー・ボランティアの人材育成および活動の支援^{しえん}に努めます。

さらに、障害のある人が自立した社会生活を送るため、「障害者の雇用^{こよう}の促進等に関する法律^{そくしん}」による障害のある人の雇用^{こよう}はもちろんのこと福祉的就労^{ふくしてき}から一般就労^{いっぱん}まで、本人の意思に沿った就労支援^{しえん}、障害の状況や年齢^{じょうきよう}に応じて安心して日中を過ごせる場の確保、施設や病院から地域生活に移行するための支援体制^{しえん}の充実を図ります。防犯・防災対策においても総合的な福祉^{ふくし}のまちづくりを進めるため、災害時の要配慮者支援体制^{ようはいりよしやしえん}の確立や日常生活における支援^{しえん}など、それぞれの障害に配慮^{はいりよ}した対策の推進に努めます。

「障害者虐待防止法」に基づいて設立した障害者虐待防止センターにおいて、障害のある人に対する虐待防止と早期対応、再発防止などに向けた体制づくりに努めます。また、権利擁護の推進に向け成年後見センターの周知と利用促進を図ります。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成 26) 年度	目標値 2020(平成 32) 年度
ふれあい大運動会・ふれあい福祉フェスタなどの参加者数	1,007 人／年	1,200 人／年
障害者就労施設等からの物品等の調達 (市の優先調達の額)	427,860 円	550,000 円

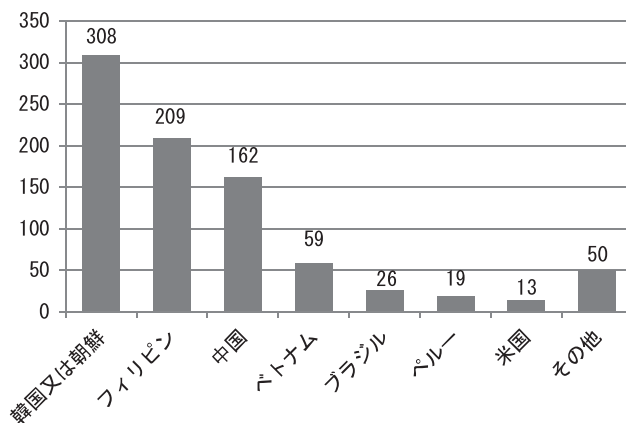
6 外国籍の人の人権問題

【現状と課題】

本市では、外国籍市民の人権が尊重され、市民の一員として相互理解を深め、国籍や民族による偏見や差別を持たず、お互いの国や伝統を尊重しあい共生するために、外国籍市民への支援や市民の国際感覚を育成する取組などによって、「世界のだれもが輝けるまち福知山」の実現に努めています。

また、「福知山市外国語生活ガイドブック」を6カ国語（英語、タガログ語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語）で作成・配布しています。ガイドブックの内容は、福知山市ホームページ

■福知山市外国籍市民の人数（国籍別）
2015(平成 27) 年 10 月 31 日現在



にも掲載^{けいさい}しており、生活や防災などの情報提供を広く行っています。他にも、英語表記された避難所誘導看板^{ひなんじょうどう}を設置するなど外国籍市民の安心・安全な生活環境^{かんきよう}の整備を進めてきました。

さらに「国際交流講座」として、外国籍市民の母語を尊重しながら日本語習得や日本の文化への理解を深める取組も必要です。

「意識調査」によると、日本に住む外国籍の人との関係のあり方について、それぞれの文化や文化的背景を尊重し共に生きる多文化共生という関係のあり方が定着しつつあることがうかがえます。しかし、一方で外国籍の人を受け入れることに対して、治安・風紀などについて懸念^{けねん}する見方も根強く残っており、外国籍の人を取り巻く環境^{かんきよう}の中で、文化や慣習に対する理解不足や、先入観からくる偏見^{へんけん}が完全に取り払われたわけではありません。

歴史的経緯^{けいゐ}に由来する在日韓国・朝鮮人^{かんこく ちょうせんじん}に関しては、「意識調査」によると、結婚や交際に対する差別、インターネット上で誹謗中傷^{ひぼう}する書き込みといった差別や人権侵害^{しんかゐ}があると答えている人が多いです。

また、近年、街頭などにおいて過激な言葉で特定の民族や集団を激しく誹謗・中傷^{ひぼう}する「ヘイトスピーチ（憎悪^{ぞうお}にもとづく発言^{せんどう}）」による差別煽動や人権侵害事件^{しんかゐ}が問題となっています。

【施策の方向】

多国籍化、多民族化する中、国際的な視野に立って世界の人々と積極的に交流し、お互いの文化や歴史などを理解し共生していく心を培う取組に努めます。

外国籍市民が生活における不安を解消するために、市民相互^{そうご}の交流の積極的な展開に加え、外国人・外国籍市民の日常生活における行政サービスや生活に密着した情報提供の充実に努め、多言語で対応できる各種相談のあり方を検討します。

また、在日韓国・朝鮮人^{かんこく ちょうせんじん}に関する歴史的経緯^{けいゐ}などの正しい理解や認識を深め、偏見や差別のない社会の実現に向けて、「人権教育・啓発^{けいはつ}」の取組を進めます。

■成果指標

成果指標	現状 2014(平成 26) 年度	目標値 2020(平成 32) 年度
国際交流ボランティア登録者数	62 人	70 人

7 感染症患者などの人権問題

【現状と課題】

多くの感染症が医学医療の進歩などにより克服されてきました。しかし、社会の国際化の進展により世界的な感染拡大や新たな感染症の発生など、今なお感染症は人類に脅威を与えています。新たな感染症の発生に際しては不十分な知識により偏見や差別が生じることが考えられます。

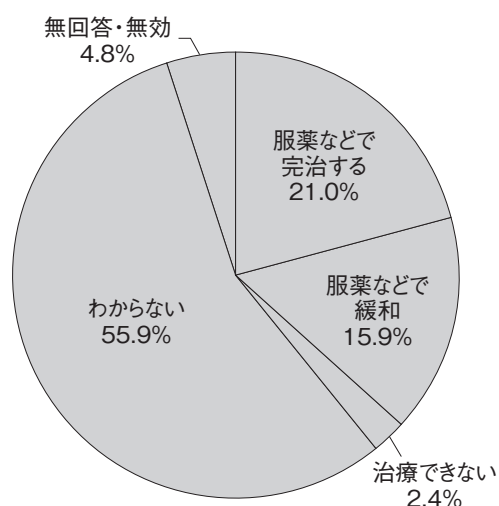
こうした情勢を踏まえて1999(平成11)年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。その前文において、過去に※H I V感染者や※ハンセン病に対するいわれのない差別や偏見が存在した事実を受け止め、教訓として今後に生かすことを明記し、感染症に対する正しい知識の普及や理解を求めています。

全国での新規H I V感染者は2008(平成20)年をピークに横ばいとなっていますが、男女を問わず20～30歳代で感染が拡大しており、累計感染者は今後も増え続けると予想されます。

H I V感染者とはH I V(ヒト免疫不全)ウイルスに感染し、検査により陽性となった方ですが、今ではH I V感染しても、投薬で※エイズ発症を抑えることが可能になっています。

また、ハンセン病はらい菌による感染症ですが、現在治療方法が確立して

■ハンセン病の治療について正しいと思うものを選んでください。



2014(平成26)年「意識調査」結果

おり、容易に治る病気です。しかし、長期間にわたる患者の隔離政策が続いたため、ハンセン病に対する偏見や差別は根強く、病気が完治した後も社会復帰が困難な状況にあります。

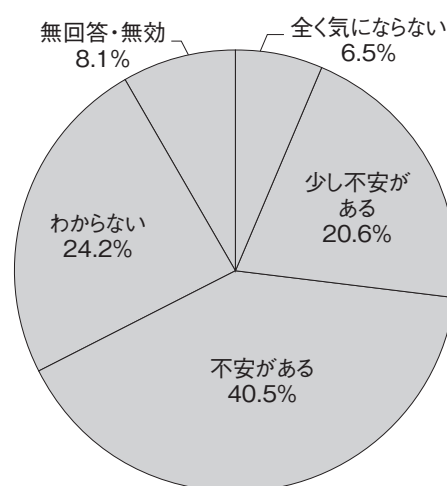
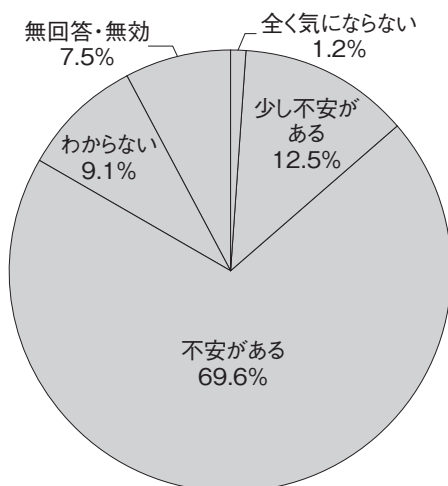
これまで関係機関と連携し、あらゆる機会をとおして疾病や感染防止に対する正しい知識の普及や市民意識の向上に取り組んできました。

学校教育においては、児童生徒にエイズ・H I Vについての正しい知識を教え、予防方法の理解を深め、またハンセン病についての差別や偏見の歴史と現状を学習する取組を進めている学校もあります。

「意識調査」でも、H I Vの感染経路については一定の水準で認識され、日常の生活で抵抗感を示すケースは少なくなっていますが、結婚や交際などの場面では抵抗感が強いという結果となっています。ハンセン病については、その病名は多くの人が知っているものの、原因や治療について、多くの人「わからない」と答えるなど、大半が認知していない結果となっています。

正しい理解がされていないことから、患者・感染者・元患者およびその家族の中には、偏見や差別意識によりさまざまな不利益を受けている場合があります。

■結婚の相手がH I V感染者やエイズ患者の場合、どう思いますか？ ■結婚相手がハンセン病元患者やその家族の場合、どう思いますか？



2014(平成26)年「意識調査」結果

【施策の方向】

今後においても、エイズ患者・H I V感染者やハンセン病元患者などの人権問題や、感染症流行時のまちがった情報や偏見による人権侵害などが発生

することのないよう、それぞれの疾病^{しつぺい}に対する正しい知識と感染予防方法を理解し、偏見^{へんけん}や差別^{さべつ}をなくすため、関係機関と連携^{れんけい}し、講座^{かいさい}の開催などにより「人権教育・啓発^{けいはつ}」を進めます。

8 情報化社会の人権問題

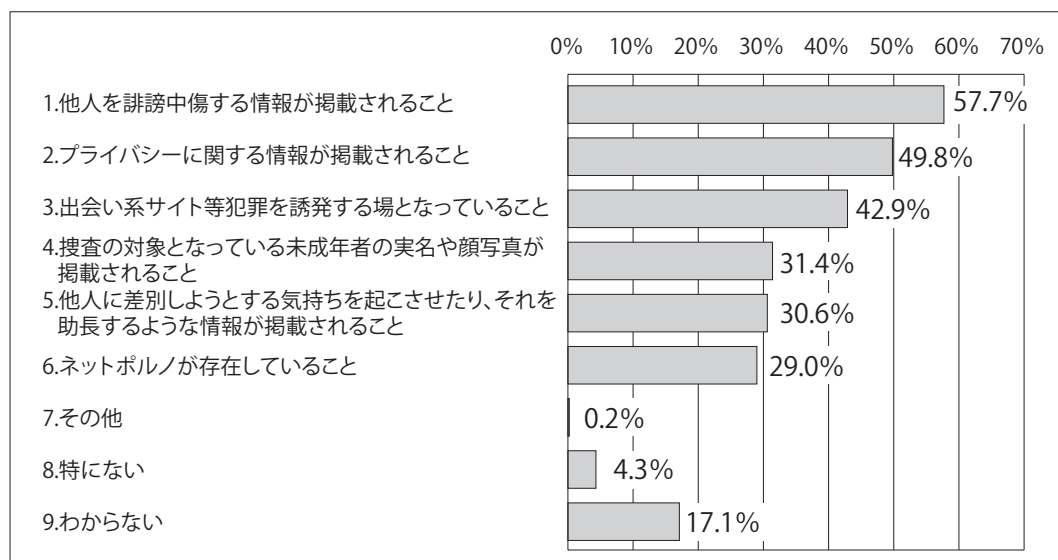
【現状と課題】

情報処理技術や通信技術^{ひやくてき}は飛躍的に発達しており、当初の^{*} I T (情報技術) から I C T (情報通信技術) という考え方に変化しています。インターネットやパソコン、スマートフォンの普及^{ふきゅう}によって、いつでも、どこからでも情報の発信・取得・交換^{こうかん}ができるようになり利便性は格段に向上しています。

しかし、一方で個人情報の紛失^{ふんしつ}や流出が後を絶たず、また中には悪意を持って発信された情報があるため、個人が正しい情報を見極めることは大変難しい状況となっています。

2012(平成24)年に内閣府により行われた「人権擁護^{ようご}に関する世論調査」のインターネットによる人権侵害^{しんがい}問題を問う質問でも、過半数の人が「他人^{ひたう}を誹謗中傷^{けいさい}する情報が掲載されること」、また半数近い人が「プライバシーに関する情報が掲載^{けいさい}されること」が問題と、多くの人が名誉毀損^{めいよきそん}やプライバシー

■インターネットによる人権侵害について、どのような問題が起きていると思いますか？



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

侵害^{しんがい}に関わる問題が発生していると回答しています。

本市では、市の保有する住民情報などに関する運用管理の徹底^{てつてい}を図るため、2003(平成15)年に「※情報セキュリティポリシー」を策定し、情報資産に関わる職員のモラルの向上と適切な取扱い^{とりあつか}についての啓発^{けいはつ}に努めてきました。加えて、2004(平成16)年に「※福知山市個人情報保護条例」を施行^{しこう}し、個人情報に対する行政責任を明確にしました。

また、市や小中学校、PTAなどの主催^{しゅさい}による情報化社会の人権に関する講座を積極的^{かいさい}に開催し、様々な世代に対してラインやツイッターなどの※SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を始めとしたインターネットの健全な利用について、広く普及啓発^{ふきゅうけいはつ}することで、市民の人権意識^{こうよう}の高揚を図っています。

【施策の方向】

今後においても、情報化の進展が社会にもたらす影響^{えいきょう}を考え、人権尊重の視点から情報の収集や発信における責任やモラルについて正しい理解が得られるように、家庭や地域、学校などさまざまな場において情報化社会の人権に関する学習^{けいはつ}や啓発を進めます。また人権や財産^{おびや}が脅かされることがないように、各種の伝達手段を用いて広報に努めるとともに、個人情報保護^{てつてい}の徹底に向けた取組を進めます。

インターネットにおける悪質な書き込み^こに関しては、「※特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」などに基づき、関係機関と連携^{れんけい}のもと対応を行います。

また、「※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行^{しこう}され、2016(平成28)年1月からマイナンバーの使用が開始されたことにより、市及び全ての事業者は、これまで以上に厳格な個人情報保護が求められることから、情報管理の適正化^{てつてい}を徹底していくために必要となる仕組みづくりや職員や従業員のモラルと資質向上のための啓発^{けいはつ}に努めていきます。

9 さまざまな人権問題

その他、今日の社会においては、次のような人権問題が存在しています。

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語であるアイヌ語や伝統的な生活習慣や自然信仰など、独自の豊かな文化や伝統をもった民族です。1997(平成9)年に、「※アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、2008(平成20)年国会で「※アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。

しかし、アイヌの人々への歴史や文化に対する理解不足や無関心、さらには誤った認識などから就職や結婚などにおいて差別や偏見が依然として存在しており、2013(平成25)年10月に行われた内閣府のアイヌ政策に関する世論調査では3人に1人がアイヌ差別についてその問題を認識していることが明らかになっています。

(2) 沖縄の人々

これまでに、沖縄では日本に存在する米軍基地の75%が集中するなかで、米軍基地に関わる人権侵害の事件が生じています。また、沖縄の歴史的な経緯や文化に対する理解不足や無関心という課題もあります。

本市では、中学生や高校生が沖縄を訪れ、歴史や文化、戦争などの学習活動をとおして人権の尊さや平和の大切さを学び、その学習成果を広く市民に伝えるといった取組を行っています。

(3) 性的マイノリティ (性的少数者)

自分の身体の性と心の性が一致しないため持続的な違和感を持つ状態(性同一性障害)にある人、恋愛や性愛の対象(性的指向)が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など性のあり方は多様です。これらの性的マイノリティは「目に見えない」存在として、長い間隠されてきました。社会的な偏見が強く、本人が周囲に公表しにくいことがその背景となっています。

2012(平成24)年の民間の調査によると、性的マイノリティの割合は、国や人種に関係なく人口比の約5%、わが国でも5.2% (20人に1人)の割合だと言われています。

近年、社会的関心が高まりつつあり、性的マイノリティの人が働きやすい職場づくりをめざすところも出てきています。性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりが必要です。

(4) 刑期を終えて出所した人

刑期を終えて出所した人やその家族に対して根強い偏見や差別があり、本人に更生の意欲がある場合でも、身元引受けや就労、居住の確保などに極めて厳しい状況があります。本市では、このような偏見や差別をなくすため、地域社会の理解と協力を呼びかける「社会を明るくする運動」をはじめとした法務省が取り組む様々な更生保護活動を支援し、社会復帰につなげていきます。

(5) 犯罪被害者など

犯罪被害者とその家族は、事件に遭ったことによる精神的ショックや捜査・裁判の過程における精神的、経済的負担に加え、マスコミの取材・報道や周囲の人々の無責任な言動、加害者から受ける更なるストレスや生活上の問題などの二次的被害を受けている状況があります。被害者やその家族だけではなく、わたしたちだれもが被害を受ける可能性があります。2004(平成16)年に「犯罪被害者等基本法」が成立したことを受け、本市としても2012(平成24)年に「※福知山市犯罪被害者等支援条例」を制定し、見舞金の支給や関係機関と連携した支援制度の充実に向け取り組んでいます。被害者やその家族などが安心して暮らすことができるよう、社会全体でサポートできる環境を整えることが必要です。

(6) 自殺(死)問題などの社会問題

我が国の自殺(死)者数は、1998(平成10)年以降、3万人を越える状態が続いていましたが、2012(平成24)年に15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、依然として多い状況にあります。精神的、経済的要因などさまざま

な問題が複合的な要因となり、社会の中での生きにくさを抱え、自殺（死）につながっている場合があります。心身の健康問題、失業などの経済・生活問題などが自殺（死）の主な原因や動機と考えられますが、そうした状況に追い込まれる背景や構造を明らかにすることが求められています。また、残された遺族や周囲の人たちに対する支援が必要です。2006(平成18)年に「※自殺対策基本法」が制定され、2012(平成24)年には自殺総合対策大綱が見直され、地域レベルの実践的な取組が求められています。

(7) 北朝鮮当局による拉致問題等

2002(平成14)年、日朝首脳会議において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、拉致被害者として認定された17人以外にも拉致の可能性を排除できない事実があるなど、依然として多くの問題が残されています。

2006(平成18)年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決をはじめとする北朝鮮による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

(8) その他の人権問題

その他にも、ホームレスとなった人に対する嫌がらせや暴行事件、※嫡出でない子(婚外子)への差別、顔や身体に病気・やけど・けがなどの症状や痕跡のある人への好奇の視線や心ない言葉による心理的苦悩の問題もあります。また、大規模な災害が発生したときには、被災と人権侵害という二重の被害を受ける危険性があることを念頭におき、避難活動や避難所運営などにおいて人権尊重の視点での配慮にとくに努める必要があります。また、福島での原発事故に起因する放射線被ばくについての風評などに基づく差別的取り扱いの問題も発生しています。

さらに、医療や科学技術の発展に伴う遺伝子技術による新たな人権問題の発生も危惧されています。

【施策の方向】

今後においても、これらの人権問題について正しい理解を深め、その解決に向けたそれぞれの相談・支援体制の充実や施策の構築を図るように、関係機関と連携した取組を進めます。

参 考 資 料

- 1 福知山市人権施策推進計画（改定案）について（答申）
- 2 世界人権宣言
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 4 人権関係年表
- 5 用 語 解 説

平成28年2月17日

福知山市長 松山 正治 様

福知山市人権問題協議会
会長 藤田 佳宏

福知山市人権施策推進計画（改定案）について（答申）

平成28年2月8日付け、人権発第349号で諮問のあった福知山市人権施策推進計画（改定案）について、下記のとおり答申します。

記

- 1 本協議会は、福知山市人権施策推進計画（改定案）について慎重に審議を重ねた結果、諮問された内容に協議会委員の意見等を踏まえて、所要の修正を行った。本協議会の意見に配慮した福知山市人権施策推進計画（以下「推進計画」という。）を速やかに策定されたい。
- 2 推進計画に基づく各種施策の推進にあたっては、国・府その他の関係機関等との協調に努めるとともに、今回設定された成果指標等を踏まえ、年度ごとに点検・評価を徹底されたい。
- 3 推進計画の基本理念である「人権文化の創造と『共に幸せを生きる』共生社会の実現」のために、「人権教育・啓発」、「協働・支援」、「保護・救済」の施策を一層推進することと併せ、ユニバーサル社会の形成に向けた施策の取組を進められたい。
- 4 推進計画策定後速やかに、推進計画の趣旨や内容を分かりやすく市民に周知し、課題の共有化を図られたい。

世界人権宣言

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的

な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべての人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越える与否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を

組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否を問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

《《《 人権関係年表 》》》

年	国連等	国 内	福知山市
1871(明 4)		「解放令」	
1890(明23)		「教育ニ関スル勅語」 「大日本帝国憲法」施行	
1899(明32)		「北海道旧土人保護法」施行	
1922(大11)		「水平社宣言・綱領・決議」	
1937(昭12)			福知山市市制施行
1945(昭20)	「国際連合憲章」調印		
1946(昭21)	「国連人権委員会」設置 「婦人の地位向上委員会」設置	「日本国憲法」公布	
1947(昭22)		「教育基本法」施行 「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
1948(昭23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「優生保護法」施行 改正「民法」施行	
1949(昭24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」採択		
1950(昭25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行	
1951(昭26)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定 オールロマンズ事件(京都)	
1952(昭27)	「婦人の参政権に関する条約」採択	「外国人登録法」施行	「福知山市教育委員会」発足 「福知山市社会福祉協議会」発足
1953(昭28)		「らい予防法」施行	
1955(昭30)		「婦人の参政権に関する条約」批准	
1956(昭31)		「国際連合」加入	
1958(昭33)	「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO第111号条約)」国際労働機関総会第42回会期採択	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准	
1959(昭34)	世界難民年(～1960) 「児童の権利に関する宣言」採択		
1960(昭35)	ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「同和対策審議会」設置	
1963(昭38)		「老人福祉法」施行	「福知山市同和対策協議会」設置

年	国連等	国 内	福知山市
1965(昭40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	「同和対策審議会答申」	
1966(昭41)	「国際人権規約」採択		
1967(昭 42)	「難民の地位に関する議定書」採択 「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」採択		
1968(昭 43)	「国際人権年」		
1969(昭 44)		「同和対策事業特別措置法」施行	
1970(昭 45)		「心身障害者対策基本法」施行	「福知山市同和対策長期計画」策定 世界連邦平和都市宣言 (宣言自治体295番目)
1971(昭 46)	「人種差別と闘う国際年」 「精神薄弱者の権利宣言」採択		「福知山市同和教育方針」制定
1973(昭 48)	「第1次人種主義及び人種差別と闘う10年」(～1983) 「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」		
1974(昭 49)	ユネスコ総会「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」採択		「福知山市社会同和教育推進委員会」発足 「福知山市社会同和問題に関する意識調査(第1回)」実施
1975(昭 50)	「国際婦人年」 「第1回世界女性会議」(メキシコシティ) 「障害者の権利に関する宣言」採択 ILO「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択		「福知山市総合計画」策定
1976(昭 51)	「国際婦人の10年」(～1985年)		「福知山市企業同和問題に関する意識調査」実施
1977(昭 52)		「婦人の10年国内行動計画」策定	
1978(昭 53)	「国際反アパルトヘイト年」(～1979)	「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	
1979(昭 54)	「国際児童年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	「福知山市社会同和問題に関する意識調査」実施
1980(昭 55)	「第2回世界女性会議」(コペンハーゲン) 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」採択		「福知山市同和対策推進本部」設置 「福知山市総合計画(後期計画)」策定
1981(昭 56)	「国際障害者年」 国連総会「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」採択 「国連・障害者の10年」(1983～1992)の決議を採択 ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択	「犯罪被害者等給付金支給法」施行 「難民の地位に関する条約」批准 「障害者の日」設定 「今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)」	

年	国連等	国 内	福知山市
1982(昭 57)	「高齢者問題世界会議」(ウィーン) 「高齢化に関する国際行動計画」採択 「障害者に関する世界行動計画」採択	「難民の地位に関する議定書」批准 「地域改善対策特別措置法」施行	「福知山市社会同和問題に関する意識調査」実施
1983(昭 58)	「世界コミュニケーション年」 「第2次人種主義及び人種差別と闘う10年」(～1993) 「国連障害者のための10年」(～1992)		
1984(昭 59)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択	「今後における啓発活動のあり方について(地域改善対策協議会意見具申)」	
1985(昭 60)	「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択 「第3回世界女性会議」(ナイロビ) ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	「福知山市同和対策推進本部」設置 「福知山市新総合計画」策定 「福知山市社会同和問題に関する意識調査」実施
1986(昭 61)	「国際平和年」	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 「今後における地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	
1987(昭 62)	「家のない人々のための国際居住年」	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行	恒久平和都市宣言
1988(昭 63)			「福知山市社会同和問題に関する意識調査」実施
1989(平 1)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行	
1990(平 2)	「国際識字年」 「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択		「福知山市新総合計画(後期計画)」策定
1991(平 3)	「高齢者のための国連原則」採択	「今後の地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	「福知山市市民憲章」制定 「同和問題啓発推進員」設置 「福知山市社会同和問題に関する意識調査」実施
1992(平 4)		「地対財特法」一部改正	福知山市女性行動計画「はばたきプラン」策定
1993(平 5)	「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」採択(1993～2002) 「障害者の機会均等化に関する標準規則」採択 「第3次人種主義及び人種差別と闘う10年」(～2003)	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	「福知山市同和対策総合計画」策定

年	国連等	国 内	福知山市
	「国連人権高等弁務官」創設 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ユネスコ「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」採択		
1994(平 6)	「国際家族年」 「世界の先住民の国際年の10年」(～2003)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 「学校における同和教育指導資料(文部省)」発行 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉計画)」施行	「福知山市老人保健福祉計画」策定 「いじめ根絶緊急市民会議」設置
1995(平 7)	「国際寛容年」 「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択 「国連人権教育の10年」(～2004)	「ILO第156号条約」批准 「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行 障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定	「福知山市地域同和教育推進組織連絡会」発足 「福知山市社会同和問題に関する意識調査」実施
1996(平 8)	「貧困撲滅のための国際年」	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について(地域改善対策協議会意見具申)」 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)」 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定	福知山市女性行動計画「はばたきプラン」見直し 「福知山市障害者計画」策定 「第3次福知山市総合計画(前期計画)」策定
1997(平 9)	「第1次貧困撲滅のための国連10年」(～2006)	「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「地対財特法」一部改正 「男女共同参画審議会設置法」施行 改正「男女雇用機会均等法」施行 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 「北海道旧土人保護法」廃止 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	「日本非核宣言自治体協議会」に加盟
1998(平 10)		改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」施行 「特定非営利活動促進法」施行	「福知山市社会同和問題に関する意識調査」実施 「心の教育実践活動推進本部」設置

年	国連等	国 内	福知山市
1999(平 11)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行 「エイズ予防法」廃止 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(精神薄弱者からの知的障害者への用語改正)」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」公表 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行	「福知山市人権教育のための国連10年推進本部」設置 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
2000(平 12)	「国際感謝年」 「平和の文化のための国際年」 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」、「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(国際組織犯罪防止条約)」採択 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)」採択 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書(国際組織犯罪防止条約密入国議定書)」採択	改正「外国人登録法」施行(指紋押捺制度全廃) 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定	「第2次福知山市高齢者保健福祉計画」策定
2001(平 13)	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に反対する世界会議」 「世界の子どものための平和の文化と非暴力のための国連10年」(～2010)	人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 改正「雇用対策法」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行	「福知山市人権教育のための国連10年行動計画」策定 福知山市男女共同参画計画「新はばたきプラン」策定 「人権人材バンク」、「人権研修総括指導主任」設置

年	国連等	国 内	福知山市
	「ボランティア国際年」 「第2次植民地撤廃のための国際の10年」(～2010)	「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」開催 「人権教育・啓発に関する基本計画(中間とりまとめ)」公表 「新しい高齢社会対策大綱」策定	「福知山市社会同和問題に関する意識調査」実施 「差別を許さない人材育成基本計画」策定 「第3次福知山市総合計画(後期計画)」策定
2002(平 14)	「国際文化遺産年」	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」失効 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定	「福知山市国際化指針」策定 「福知山市人権問題協議会」設置
2003(平 15)	「国連識字の10年」(～2012)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行 「裁判の迅速化に関する法律」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 「少子化社会対策基本法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行	「職員人権啓発推進員」設置 「福知山市交通バリアフリー基本構想」策定 「福知山市人権問題に関する意識調査」実施 「福知山市人権教育実施方針」制定 「情報セキュリティポリシー」策定 「差別を許さない人材育成基本計画」改定 「第3次福知山市高齢者保健福祉計画」策定
2004(平 16)	「奴隷制と闘争とその廃止を記念する国際年」 「人権教育のための世界計画」決議	「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について(第1次とりまとめ)」 改定「障害者基本法」施行により「障害者週間」設定(12月3日～12月9日) 「性同一性障害者の性別の特例に関する法律」施行	「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施 「児童虐待防止市民会議」設置 「福知山市個人情報保護条例」施行 「福知山市新障害者計画」策定

年	国連等	国 内	福知山市
		「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准 改正「児童虐待防止法」施行 改正「外国人登録法」施行 「発達障害者支援法」施行	
2005(平 17)	「国連持続可能な開発のための教育の10年」(～2014) 「第2次世界の先住民の国際の10年」(～2014) 「人権教育のための世界計画」の第1段階行動計画(2005～2009)	「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准 「犯罪被害者等基本法」施行 「第2次男女共同参画基本計画」策定	「福知山市次世代育成支援行動計画(前期)」策定 「新福知山市まちづくり計画」策定
2006(平 18)	「砂漠と砂漠化に関する国際年」 「人権委員会」を「国連人権理事会」に改組 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制的失踪防止条約)」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について(第2次とりまとめ)」 「障害者自立支援法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「公益通報者保護法」施行 日本、「国連人権理事会」の理事国に当選 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行 「自殺対策基本法」施行 「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行 改正「教育基本法」施行	「福知山市地域福祉計画」策定 「第4次福知山市高齢者保健福祉計画」策定 「福知山市男女共同参画推進条例」制定 「第1期福知山市障害者福祉計画」策定 「差別を許さない人材育成基本計画」改定 「福知山市人権問題に関する意識調査」実施 「子ども安全都市宣言」 「福知山市(第4次)行政改革大綱」策定
2007(平 19)	「先住民の権利に関する国連宣言」採択	「探偵業の業務の適正化に関する法律」施行 「自殺総合対策大綱」策定 改正「男女雇用機会均等法」施行	「改訂福知山市新障害者計画」策定 「福知山市次世代育成支援行動計画」策定
2008(平 20)	「国際言語年」 国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告 国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択	改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」 改正「児童虐待防止法」施行 日本、「国連人権理事会」の理事国に再選 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院本会議で採択 改正「犯罪被害者等給付金支給法」施行	「差別を許さない人材育成基本計画」改定 「福知山市人権施策推進計画」策定 「福知山市人権施策推進本部」設置 「第4次福知山市総合計画(前期計画)」策定

年	国連等	国 内	福知山市
		改正「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 改正「少年法」施行 改正「性同一性障害者の性別の特例に関する法律」施行	
2009(平21)		改正「国籍法」施行 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制的失踪防止条約)」批准	「人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会」設置 「第5次福知山市高齢者保健福祉計画」策定 「第2期障害者福祉計画」策定 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2010(平22)	「人権教育のための世界プログラム」の第2段階行動計画(2010～2014)	「肝炎対策基本法」施行 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」策定 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)」施行 「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定	「福知山市次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定 「福知山市人権問題に関する意識調査」実施
2011(平23)	「国連生物多様性の10年」(～2020) 「人権教育及び研修に関する国連宣言」 「アフリカ系の人々のための国際年」	改正「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行 改正「障害者基本法」施行 改正「次世代育成支援対策推進法」施行	第3次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン2011」策定 「福知山市健康増進計画」策定
2012(平24)		改正「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 「外国人登録法」廃止 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行	「福知山市犯罪被害者等支援条例」制定 「第2次福知山市人権施策推進計画」策定 「第4次福知山市総合計画(後期計画)」策定 「事前登録型本人通知制度」導入 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(DV防止計画)」策定 「第6次福知山市高齢者保健福祉計画」策定 「第3期福知山市障害者福祉計画」策定
		改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	「第2次福知山市地域福祉計画」策定

年	国連等	国 内	福知山市
2013(平25)		改正「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する設置に関する法律」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」施行 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」へ改正 「いじめ防止対策推進法」施行	「差別を許さない人材育成基本計画」改定
2014(平26)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」批准 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」署名 改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 改正「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改正 「過労死等防止対策推進法」施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ被害防止法)」施行	「福知山市人権問題に関する意識調査」実施
2015(平27)	「人権教育のための世界プログラム」の第3段階行動計画(2015～2019)	改正「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行 「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法施行 改正「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「福知山市男女共同参画センター」設置 「福知山市いじめ防止基本方針」策定 「福知山市子ども・子育て支援事業計画」策定 「福知山市障害者計画 第4期福知山市障害福祉計画」策定 「第7次福知山市高齢者保健福祉計画」策定
2016(平28)		「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行	「第3次福知山市人権施策推進計画」策定 「福知山市ユニバーサルデザイン推進指針」策定 「第3次福知山市男女共同参画計画(後期計画)」策定 「未来創造 福知山」策定

用語解説

あ 行

I T（情報技術）から I C T（情報通信技術）

I Tは情報技術（Information Technology）、I C Tは情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称で、近年、一方から一方へ情報を伝えるだけから、相互コミュニケーションの元に多方向の情報受発信するための技術へと変化しています。総務省の「I T政策大綱」も2005年までにはすでに「I C T政策大綱」に改称されています。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

アイヌ文化の振興とアイヌの伝統などに関する国民に対する知識の普及と啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、多様な文化の発展に寄与することを目的に1997(平成9)年7月に施行されました。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

アイヌの人々が「法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない」とし、政府に「先住民族の権利に関する国連宣言」を踏まえて独自の言語、宗教、文化をもつ先住民族として認めること、有識者の意見を取り入れ、総合的な施策の確立に取り組むことを求め、2008(平成20)年6月に国会の衆参両議院で採択されました。

明日の京都

2011(平成23)年1月に「だれもがしあわせを実感できる希望の京都」をめざして策定された京都府の行政運営の指針で、基本理念・原則となる条例、長期ビジョン、中期計画、地域振興計画から構成されています。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることです。

インフォームド・コンセント

医学的処置や治療に先立ち、病状や治療の内容、危険性など必要な情報を医師が患者に十分に説明し、了承を得て処置や治療をすることです。

エイズ（A I D S）

後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）の略称で、後天的に免疫の働きが低下することにより生じるさまざまな症状の集まりのことをいいます。エイズはH I Vウイルスによって引き起こされ、感染後平均10年といわれる潜伏期間（無症状の期間）があり、その後発病するという特徴があります。

H I V感染者

H I Vはヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略称で、H I V感染者とは、エイズを発症させる原因となるH I Vに感染している人のことをいいます。

S N S（ソーシャル・ネットワーク・サービス）

Social Network Service（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の略で、インターネット上で交流の場を提供するサービス。S N S上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ったりすることができます。

NGO

非政府組織（Non-Governmental Organizations）の略称で、国家間の協定などに関係なく、民間で組織される非政府・非営利の組織のことです。もともと国連に指定された国際的民間団体をさしましたが、その後、各国支部の他さまざまな日常活動を行なう団体も増加し、社会的な影響力は強くなっています。

NPO

特定非営利活動法人（Nonprofit Organization）の略称で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広くさします。

企業のように利益追求が目的ではなく、福祉や環境の分野、まちづくり、学術・文化・芸術分野などのさまざまな分野で活動する、自主的・自立的に公益的な活動に取り組む市民主体の活動団体や組織のことをいいます。

か 行

家族だんらんの日

家族一人ひとりが大切な存在であり、人と人とがつながり合っていることを子どもたちが認識し合える「だんらん」を推進することを目的として、2011(平成 23)年 7 月に福知山市教育委員会では、毎月 11 日を基本とする「家族だんらんの日」を策定しました。

企業の社会的責任（CSR）

企業の行動や果たすべき機能として、利潤の追求、顧客の満足の拡大などだけにとどまらず、社会的存在として企業の役割を強調する視点で、企業が社会との関わりにおいて負う責任のことをいいます。日常の企業活動の中に、社会的公正性や倫理性、環境への配慮を取り込んでいくことを意味します。CSR は企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の略称です。

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約

国の機関等が人の自由をはく奪する行為であって、失踪者の所在を隠蔽すること等を伴い、かつ、法の保護の外に置くことを「強制失踪」と定義するとともに、「強制失踪」の犯罪化及び処罰を確保するための法的枠組み等について定めています。

同条約には、強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることが国際社会において確認されるとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義があります。また、拉致問題を含む強制失踪の問題への国際的な関心を高める上でも重要であることから、我が国は 2009(平成 21)年 7 月に締結し、2010(平成 22)年 12 月に同条約は発効しました。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

2013(平成 25)年 5 月に、マイナンバー制度の根拠となる法律として公布されました。マイナンバーとは、住民票を有する住民一人ひとりに付けられる 12 桁の番号のことで、マイナンバー制度は、税務署などの国の機関や地方公共団体などの各機関が管理する個人のさまざまな情報を、マイナンバーを利用することにより同一人の情報かどうか確認する社会基盤のことです。

京都府家庭支援総合センター

家庭を取り巻く諸課題に的確かつ迅速に対応するため、2010(平成 22)年 4 月に京都府婦人相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合したものです。専門家による家庭支援サポートチームを設置し、複雑・多様化する家庭問題をワンストップで対応しています。

ケアマネジャー

介護支援専門員という意味で、介護の知識を幅広く持った専門員で、介護サービスを利用するときの相談に応じたり、アドバイスを行ったりします。また、在宅サービス事業者などとの連絡・調整を行い、介護サービス計画を作成する人のことをいいます。

ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別に扱い、解決のための援助をする専門員のことをいいます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2006(平成18)年6月に、高齢者、障害のある人、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充して施行されました。公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人が利用する施設が集まった地区において、重点的で一体的なバリアフリー化を推進し、また、バリアフリー化のためのソフト施策の充実をめざしています。

心の教育実践活動

福知山市市民憲章「幸せを生きる」の具現化をめざし、次世代を担う本市の子どもたちが心豊かに育ち、はつらつとした人生が送れるよう社会総がかりで子どもを育てることを主眼に、家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、教育行政、公民館、社会教育団体、企業関係団体による実践活動推進本部を中心に、全市一斉の「家族だんらんの日」、「いい日あいさつデー」を原則毎月11日に設定し、推進するなどさまざまな活動を行っています。

1994(平成6)年に、いじめ問題に対応して、「けやき広場」および「いじめ根絶緊急市民会議」を設置し、取り組みの具体化を図ってきました。1998(平成10)年に発展、改組し、「心の教育実践活動」として現在に至っています。

子ども安全都市宣言

未来を担う子どもたちの安全を確保し命を守るため、家庭、学校、地域など市民と社会および行政が一丸となって、安心・安全な学校づくりや子どもの居場所づくりを推進し、子どもたちが笑顔で過ごせるまち福知山を創造するために、2006年(平成18)年9月に宣言しました。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として2015(平成27)年4月に施行された法律です。

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことを、子ども・子育て支援新制度といいます。

戸籍謄本等の不正取得

行政書士や司法書士などの8業種の資格者は、その職務上権限により戸籍謄本等の請求を行うことができます。一部の行政書士や司法書士が、その権限を悪用し、全国の市町村の窓口で戸籍謄本などを不正に取得していたことが明らかになっています。2008(平成20)年には神戸の司法書士が全国で800件以上の不正取得を行い、本市でも4件の不正取得の被害を受けました。最近では2011(平成23)年東京の司法書士が、全国で1万件もの戸籍謄本などを不正取得していた事案が発覚しています。この背景には、戸籍謄本により身元を調べ、忌避・排除しようという差別意識が存在していることが考えられます。今後もこうした事案の発生が懸念されることから、本市では引き続き身元調査お断り運動を推進するとともに2008(平成20)年に設置した「福知山市戸籍謄本等不正取得事象対策本部」を中心に、不正取得の防止や問題解決に取り組んでいます。

こんにちは赤ちゃん訪問

本市では、安心して子育てができ、また、赤ちゃんがすこやかに成長できるように、地域で子育てを応援する「こんにちは赤ちゃん事業」を行っており、生後4か月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭に市の職員と地域の民生児童委員が訪問しています。

コンプライアンス

法令遵守。特に、企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行することを行います。

差別を許さない子ども育成協議会（STAR）

21世紀を担う子ども達が人権の大切さを学び、考え、行動する力を養い、あらゆる差別を許さない人材の育成をめざして、2002(平成14)年に組織されました。

STARはStudy（学ぶ）、Think（考える）、Act（行動する）、Rights（権利）の頭文字をとった愛称です。

差別を許さない人材育成基本計画

あらゆる人権問題について差別を許さず、なくしていく意欲と実践力を持った人材の育成を図るために、被差別の立場にある子どもたちが勇気と自信をもち、多くの子どもたちが共に共感しあい、差別を許さない人権社会の確立のために活躍することを願い、2000(平成12)年6月に策定しました。

識字学級

部落差別や貧困、その他の社会的境遇・要因の中で学習権が保障されなかった人に対して文字や教育を取り戻す取組を行なう学習教室のことをいいます。学習者の非識字の解消と生きがい対策・自己実現につながる取組が行われています。

自殺対策基本法

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法律です。2006(平成18)年10月に施行されました。

事前登録型本人通知制度

本市に住民登録や本籍のある人が、事前に登録しておくことで、代理人または、第三者に住民票の写しなどが交付されたときに、通知を受ける制度のことをいいます。この制度により、個人情報の不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害防止が期待できます。

児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約選択議定書

この議定書は、性的搾取などから児童を保護するため、児童売買、児童買春および児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、国際協力などについて定められたもので、2000(平成12)年5月に第54回国連総会において採択されました。

社会的包摂

経済社会の構造変化の中で、地域や職場、家庭などでの「つながり」が希薄化するとともに、さまざまな社会的要因や差別により、社会の中で、孤立・排除の危険性が増大しています。「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」はこうした社会的排除に対し、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう」という1980年から90年代にかけてヨーロッパで普及した考え方です。本市がめざす「共に幸せを生きる」共生社会の実現の理念とも共通し重なり合う考え方です。

障害者の権利に関する条約

障害のあるすべての人による、すべての人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進および、保護し、確保すること、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に、2006(平成18)年12月の第61回国連総会において採択されました。

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律です。（施行は一部の附則を除き2015(平成28)年4月1日）

情報セキュリティポリシー

組織が所掌する情報資産を、安全に管理運用するための基本方針および対策基準を総合的、体系

的かつ具体的にとりまとめたものです。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000(平成12)年12月、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生などの人権侵害の現状、その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育および人権啓発に関する施策の推進について国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、人権の擁護に資することを目的として施行された法律です。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002(平成14)年3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画です。2011(平成23)年に閣議決定により一部変更されました。

人権教育のための世界プログラム

2004(平成16)年の第59回国連総会で決議されました。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ(段階)ごとに特定の領域に焦点化したプログラム(計画)が策定されています。

人権ファシリテーター養成セミナー

人権ファシリテーター(促進役)は、人権学習で、参加者一人ひとりを尊重し、心の動きや状況を見ながら進行する人のことをいいます。自らは中立的で、参加者の主体的な参加を促しながら、話し合いを円滑に進める役割をもつことです。

人権ファシリテーター養成セミナーは、こうした人材を育成するセミナーとして市民を対象に実施しており、セミナーを受講した人が自主的に人権学習サークルを結成し、公民館などの研修に人権ファシリテーターとして活動しています。

性的マイノリティ(性的少数者)

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。「異性を愛するのが普通だ」、「心と体の性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数者という意味です。

性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されているように、長い歴史の中でつくられた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ、男らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする意識です。

成年後見制度

身体的あるいは精神的事情のために身上監護や財産管理を十分になしえなくなった成年者を対象に、必要な援助を各種専門分野が行う制度のことです。本人の自己決定権を尊重し、本人の能力に応じた援助をするために、自治体・医療・福祉・法律あるいは人権擁護など各専門分野が協力する制度です。2000(平成12)年に施行されました。

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ、身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさを流すなど、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその人に不利益を与える行為のことをいいます。

た	行
---	---

第7次福知山市高齢者保健福祉計画

今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、2015(平成27)年3月に策定し

ました。

多様性あふれる高次機能都市

本市の総合的・計画的なまちづくりの指針を定めた「未来創造 福知山」の中でうたわれている、本市がめざすべき未来の福知山の姿のことです。本市に集積された都市機能などの資源を持続し充実するとともに、本市が持つその強みと役割を十分に発揮することで、人と人、人とまち、そしてまちとまちをつなぎ合わせ、ここに暮らす人々がそれぞれの想いや願いを自ら実現できる、都市のことをいいます。

多様性の尊重

性別、国籍、年齢、障害の有無、出身、考え方や信条、価値観など、一人ひとりさまざまな違いがあります。こうした人それぞれの違いや多様性をダイバーシティといいます。互いの個性や違い、多様性（ダイバーシティ）を尊重することは、本市に暮らす人たちの人権を尊重するとともに、豊かな個性や価値観に基づく活力あるまちづくりへとつながっていきます。本市がめざす「共に幸せを生きる」共生社会の実現の理念とも共通し重なり合う考え方です。

男女共同参画センター

2015(平成 27)年 8 月に、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画、調整、実施し市民などが行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点施設として開設しました。

地域生活定着支援センター

高齢または障害のあることにより、刑務所、少年刑務所、拘置所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、出所後ただちに福祉サービスの利用などの支援を行う機関として、国が都道府県単位に設置しています。

地域包括支援センター

支え合いが必要な高齢者の心身の健康維持、安心、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくために、総合相談、支援事業、権利擁護、虐待防止・早期発見、新予防給付などの総合的なマネジメントを担う中核機関のことをいいます。

嫡出でない子（婚外子）

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のことをいいます。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」といいます。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止しています。

デートＤＶ

交際中の若いカップルの間で起こる暴力のことをいいます。身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力など、心身を傷つける行為・言動すべてをさします。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問を受け、1965(昭和 40)年 8 月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申で、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であることを示しました。

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

夫婦間および恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為のことをいいます。身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、子どもを巻き添えにした暴力、性的暴力など、心身を傷つける行為・言動すべてをさします。

D V は Domestic（家庭内の）Violence（暴力行為）の頭文字をとった略称です。

な 行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援の機能を備え、認定基

準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることが出来ます。認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。

は　　行

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画

2015(平成 27)年、本市は、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待などあらゆる暴力を許さない社会の実現することを目的に策定しました。

はばたきセミナー

女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮する「男女共同参画」の形成に向け、心豊かで人にやさしいまちづくりを進めていくために行っているセミナーです。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もとも住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいいますが、より広い意味で障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

パワー・ハラスメント

職場において、職権などの力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることにより、その人の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりする行為です。

ハンセン病

らい菌によっておこる細菌感染症の一種で、以前は伝染性難病と見なされ「無らい県運動」といわれる離島などへの隔離政策がとられ、厳しい差別や偏見の対象とされていました。しかし、らい菌の毒力は極めて弱く、感染しても発病することはまれであり、発病しても治療法が確立されているので早期発見・治療により完治する病気です。

人にいちばん近いまちづくり事業

人にいちばん近いまちづくり推進会議（10 の市民団体）が中心になって、市民の人権尊重と人権意識の高揚を図ることを目的に人権啓発事業を実施しています。8 月人権強調月間・12 月人権週間推進事業として街頭啓発、講演会、コンサートなどの啓発事業を実施しています。

複合差別

いくつかの差別が結びついて起きる差別のことをいいます。少数民族の女性が同じ民族の男性から性差別を受ける例や障害のある女性への性差別など、複合的に差別が生じている場合があります。片方の差別だけに着目すると他の差別が見えなくなり、被害が解決しにくくなります。

福知山市いじめ防止基本方針

2015(平成 27)年、児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に市・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定しました。

福知山市個人情報保護条例

市が保有する個人情報の適正な取り扱いについて基本的な事項を定めるとともに、自己の個人情報の開示などを求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護を図ることを目的とした条例です。2004(平成 16)年 10 月に施行しました。

福知山市子ども・子育て支援事業計画

2015(平成 27)年、一人ひとりの子どもへのきめ細かな支援、家庭の状況やニーズに応じた教育・保育に関する事業や施策を実施し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を確保することを目的に策定しました。

福知山市人権教育実施方針

2003(平成 15)年 4 月、さまざまな人権問題の解決をめざした教育を「人権教育」として総合的に推進するために策定しました。

福知山市成年後見センター

2013(平成 25)年 7 月、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざすため、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりをすすめるとともに、地域福祉の観点から、市民後見人を養成し市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援することを目的に開設しました。

福知山市男女共同参画推進条例

男女共同参画の推進に関する基本的な考え方を定めて、本並びに市民、事業者および教育にたずさわる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とした条例です。2006(平成 18)年 10 月に施行しました。

福知山市犯罪被害者等支援条例

本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とした条例です。2012(平成 24)年 4 月に施行しました。

福知山市ユニバーサルデザイン推進指針

本市の総合計画である「未来創造 福知山」や「福知山市人権施策推進計画」の理念に基づき、誰にとっても訪れやすく暮らしやすいまちづくりを進めるための考え方や方向性を示すものです。市民のためのユニバーサルデザインのまちづくりを行政はもとより、市に関係するすべての人が、それぞれの立場で積極的に取り組み、「共に幸せを生きる」共生社会の実現をめざし策定しました。

福知山市要保護児童対策地域協議会

要保護児童に係る関係行政機関などで構成され、2008(平成 20)年 5 月の設置により、虐待だけでなく、不登校、非行、ひきこもり、障害のある子どもなどを要保護児童として、問題の早期発見、迅速な支援、情報の共有化などに取り組んでいます。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約選択議定書

武力紛争において児童を一層保護するため、18 歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用について最低年齢を引き上げることなどについて定められたもので、2000(平成 12)年 5 月に第 54 回国連総会において採択されました。

プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)

インターネット上でプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ(インターネット接続業者)等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律です。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしています。インターネット上に権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができます。2002(平成 14)年 5 月に施行されました。

ヘイトスピーチ

人種、宗教、性的指向、性別、思想、社会的地位などの要素に起因する憎悪（ヘイト）を表す表現行為のことで、日本語では「憎悪に基づく発言」「憎悪表現」「憎悪宣伝」「差別的表現」などと訳され、訳語は統一されていない。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や学校休業中に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ると同時に、保護者に安心して就労できる環境を提供する事業です。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障害のある人の雇用の割合のことです。

2015(平成 27)年現在、民間企業は 2.0%（従業員 50 人以上）、国、地方公共団体等は 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%となっています。

ま 行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な扱いを受けることをいいます。

未来創造 福知山

本市の将来像の達成に向け、施策を体系化した総合的・計画的なまちづくりの指針です。地域社会の大きな変化の方向を見定めたうえで、めざす本市の未来の姿を描く「長期ビジョン」と、その「長期ビジョン」に掲げる都市像を実現するための基本戦略を体系化した「基本計画」とで構成しています。

みんなでつくる『あったか京都』指針

京都府において、2009(平成 21)年 8 月に、バリアフリーの取組をさらに進め、ユニバーサルデザインの考え方を基本とする社会の実現をめざすため、一人ひとりを大切にする、優しくあたたかい心で支え合い、府民の参画と協働で実現するための設計図として、「みんなでつくる『あったか京都』指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）」が策定されました。

や 行

ユニバーサルデザイン

私たちのまちには、子どもから大人、男性・女性、外国人、障害のある人、高齢者、妊産婦などさまざまな人が暮らしています。ユニバーサルデザインはこうした年齢、性別、身体の状態、文化など人々が持つ個性や違いにかかわらず、あらかじめ、誰もがわかりやすく、使いやすいように設計するという考え方です。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について自らが希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

福知山市市民憲章

「幸せを生きる」

わたしたちは、ふるさと福知山を“幸せの舞台”にします。

水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々。

生き生きとして、伸び伸びとしたふるさとをつくります。

わたしたちは、ひとりひとりの中に

人生を自由に美しいものにする力を持っています。

そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び

共に幸せを生きます。

第3次 福知山市人権施策推進計画

2016(平成28)年3月

福知山市人権施策推進本部

〒620-0035 福知山市字内記100

TEL 0773-22-6111(代表)

HP <http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp>